

第4回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年7月4日(金) 午前10時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里
説明員	企画財政課課長：椎野 満博 上下水道課課長：福田 記久 上下水道課係長：山下 秀一

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより第4回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開催いたします。

まず最初に、傍聴人の皆様にお願ひがあります。傍聴される方の心得ということで、受付と、あと後ろ、横に紙を貼っていますので、お守りいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（「水分補給は」と呼ぶ者あり）水分補給は構いません。ただ、飲食という格好でされるとちょっと悪いので、水分補給は。（発言する者あり）水分はどうぞ。よろしくお願ひします。

それでは、前回に引き続き、調査を進めていきたいと思ひます。本日は職員の方に来ていただいて、説明を頂くということで進めていきたいと思ひます。

訂正というか、前回、証人喚問と参考人という扱ひで進めていこうというふうに話しましたが、よその事例等を踏まえると、職員の皆さんについては説明員という形でできているところが多いということで、この特別委員会においても、職員の皆様においては説明員という形で出席していただくかなと思ひます。

本日は契約に関する手続の関係で、椎野企画財政課長に出席していただきます。その後、上下水道の書類の確認ということで、山下係長、福田課長のほうに出席を依頼しているところです。

それでは早速進めていきたいと思ひますが、皆さんよろしいでしょうかね。

それでは2番目の項で、契約手続及び随意契約についての説明ということで、本日椎野企画財政課長に来ていただいていますので、椎野課長のほうから説明をお願いしたいと思ひます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは私のほうから契約事務手続について説明をさせていただきます。

契約事務については、地方自治法その他に基づきまして事務を行っております。予算が承認された案件について契約する場合は、まず各事業課が執行伺を起案いたします。工事の場合は、起工伺という名称になっております。この起工伺につきまして決裁区分は、工事請負にかかるものについては、500万円未満が副町長、それ以上は町長ということになっております。その他、備品購入費、施設修繕費などについては、100万円未満が課長決裁、100万円以上300万円未満が副町長、300万円以上が町長決裁となっておりますのでございます。

そのお伺ひが決裁後、業者決定の手続になりますが、予定価格の金額により、工事の場合は5,000万円以上が一般競争入札、それ以外は指名競争入札、そして地方自治法施行令第167条の2、第1号に定める金額を超えない者及び同行のその他の各号にいずれかに該当する

者につきましては、随意契約によることができるとされております。地方自治法施行令第167条の2第1号に定める金額につきましては、各自治体の規模により規則で定めることとなっております。

築上町財務規則第77条別表4によりまして、工事または製造の請負が、令和6年度までは130万円以下、令和7年度からは200万円以下となっております。この金額の改正につきましては、地方自治法施行令の改正により改正をしております。

同じく物品購入につきましては、令和6年度までが80万円以下、令和7年度以降が150万円となっております。

今回は随意契約が主ということでございますので、随意契約の手続について説明をさせていただきます。

随意契約につきましては、執行伺時に見積りを依頼する業者選定を併せて伺いを行っております。このときの見積り業者数は、築上町財務規則第79条第1項に、2人以上の者から見積りを徴することと規定をされております。ただし、1件の契約金額が10万円未満の契約や、2人以上の見積りを徴することが適当でないと認めるときは、1名の見積りですることも可能としております。その後、見積りを徴収いたしまして、その金額によって見積り結果報告及び見積り決定によりまして、最低価格の業者と契約締結事務を行うことになっております。

以上が契約事務の流れとなっております。簡単ですが説明は以上とさせていただきます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

私から何点かお聞きしたいと思います。まとめて言うと分かりにくいので、一問一答で質問させていただきますと思います。

まず最初に、金額が10万円未満のときは、見積書を取らないと10万円以上か以下か分からないということになると思うので、その段階で見積りを取って10万円以上の場合は2者になるのか。それとも、もうこれは10万円を超えるだろうということで最初から2者にされるのか。10万円未満の場合の見積りを1者にするのか2者にするのかという基準、やり方というのはどういうふうにやられているのかが分かれば教えてください。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。ケース・バイ・ケースになるかと思いますが、予算を取って、先に予算用の見積りを取っている場合は予定価格というものができますので、それで予定価格で10万円以下ということになるかと思いますが。あと、緊急な修繕につきましてはケース・バイ・ケースでございますので、各課で判断して予定価格を決定するという事になっております。

あと、10万円基準と言いますと。すみません、もう一度よろしく申し上げます。

○委員長（武道 修司君） だから、10万円以下の場合、どういう基準でそういうふうな見積り

を取るか取らないかというのを決めているのかなという。2者以上、取るか取らないかという。

すみません、もう1回言いますね。例えば、Aという修理があったとします。Aという修理があったときに、これが10万円以上か以下か分からないじゃないですか。例えば、当初予算のときに、来年度この修理をしますよというのであれば、前もって知り合いとかの業者さんに、大体これ幾らぐらいかかりますかね、予算を組まないといけないんで、と言ってもらってから分かるんですけどね。例えば、修繕費である程度枠を取っていて、緊急じゃない場合で修理をするといったときに、10万円以上なのか以下なのかというのが分からないときに、どういう基準で1者だけにするのか、2者にするのかとか、見積りを取るのがですね。どんな基準でやられるのかなというのがちょっと分からなかったもので、教えていただければなということです。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。基準というのはちょっとはっきり言って、そういうのはちょっとございませんけれども、概算見積りができる場合は見積りを取るというところで。あと、そのこのところにつきましては各担当課のほうで判断させておりますので、特に基準等は設けておりません。

以上でございます。

○委員長（武道 修司君） それと、もう1点。見積りの開封です。2者以上である場合、見積りの開封というのは、どの段階で、どのような形でされるのか。当然見積りは入札ですから、公平公正でなければいけないというので、どのような形で開封をされるのか、誰がされるのかというところを教えてください。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。見積りの開封につきましては、起案者が見積書をいついつまでに提出してくださいというところで通知をいたします。その日時が過ぎましたら、その部署の2名以上で開封というふうにしております。開封、その課の執行者と立会人という形で2人で開封をいたします。併せて、見積り依頼時に、業者さんに立ち会いを行いますか、しませんかという通知をいたしますので、もし立ち会いがある場合は、その業者も合わせて立会するということになるということになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） その場合、担当者と課長ということではないんですか。それとも、その係長となるんですかね。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。そちらにつきましても、ケース・バイ・ケースでございます。起案の担当者と上司、係長というケースが多いように思います。その分につきましても、各担当課のほうに任せておりますので。課長が立会するというのはあまりないかと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。委員長の私のほうからは、もう質問させてもらいましたので、委員の皆さんから何か御質問があればお願いいたします。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 支出の件で課長ちょっとお聞きしたいんですが、10万円以下の課長決裁でできる分ですが、これを見ますと、そのまま会計課の印鑑が押してあるように見えます。課長で決裁をしてから、それを、例えば企画財政課で1回、ワンクッション置いてから会計に行くのか、その支出の流れを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。支出命令につきましては、支出負担行為と支出命令の決算区分というのがございまして、それぞれ費目によって若干ちょっと違うんでございますけれども、こちらの部分につきましても、先ほど申しました地方自治法の改正につきましては、令和7年度から若干ちょっと改正はしておりますけれども、おおむね令和6年度までは、需用費と委託料等は50万円未満が課長決裁、50万円から300万円が副町長決裁、それ以上が町長決裁という形になっております。

負担行為等につきましては、課目とか支出課目とかの観点から、全てのものを財政系のほうで一応合議という形でしております。財政系のほうにつきましては、金額の間違いないとか、支出費目に誤りがないか、支払い相手方に契約通りの相手方が財務解決システムに登録されているかどうかというのはチェックを行って、あと支払い区分、金額によって、副町長、町長決裁という流れになりまして、会計のほうで最終的な支出の決定という流れになっております。

以上でございます。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほど説明があったように、見積りの開封に関して2名というふうにあります、この2名の内訳は。もう一度再度説明お願いできますか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。開封につきましては、先ほど申しましたように特にございませぬけれども、担当者と上司という形が多いかと思えます。課長が立会になっているのはあまりないんじゃないかと。ただし、課によっては課長と係員2人しかいないところもございまして、課長が立会にする場合もないこともないかなとは思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 担当というのは起案者ということでよろしいですかね。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。担当者以外にすることもございますし、そこはもう課の人数によって違うと。少ないところはもう起案者がそういうこともあるかと思えます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 職員が多いところかと思うんですが、起案者というのは、書類を作って印鑑をつくわけですよ。その中で、起案者イコール担当だと思うんですが、その方は絶対その書類に関して印鑑をついているわけですから、絶対その内容に関しては、始めから終わりまで把握していると思うんですが。印鑑をついた以上は多分その方の責任になると思うんですが、そこら辺は、決まりとかは作らなくていいんですか。

○委員長（武道 修司君） 開封する決まりということ。

○委員（4番 田原 宗憲君） 開封というか、起案者が起案の印鑑をついている。印鑑をついている責任というか。起案者がつくわけじゃない。そういうところが決まりがなかったら他の方が押すと。そういうのもあると思う。

○委員長（武道 修司君） 違う人が起案の印鑑を押すっていうこと。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。特にそういう決まりは作っておりません。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 何度も申し訳ないけど、そういう決まりが、規則なり何か作っておかないと、今回のような随意契約が駄々漏れになるので、そこはしっかりと。意見というか参考に。また後々聞くことがあると思うので、今日説明ということで。

○委員長（武道 修司君） ほかにないですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 企画財政課長にお尋ねします。今、起案の話が出ましたけど、起案者がいて、係長、課長が決裁して、場合によっては最終決定権者の町長が決裁印を押して、また最終的に支払いのときは会計管理者も判をついてというふうに、何回も判をつく人がいますけど、その判をついた人は全員その書類の内容、手続は適正であるという、当然判断した上でついているという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。担当者につきましてはそういうことが言えると思えますけども、合議の課につきましては、それぞれの部署で判断するべきところがあると思えますので、契約の担当とか財政のほうにつきましては、支出の課目とかそういう

う関係の合議をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） すみません、おっしゃるとおりだと思ひまして、契約の内容とかいうことが、これはこの内容で正しいかっていうのは、別の課だとやっぱり分からないと思うので、現実には、起案者と担当課の責任ということになるんでしょうか。

また、その辺の契約の内容だとか、随意契約、あるいは1者見積りの適用がこれでいいのかっていうような、チェックを丁寧にやっている場所っていうのは、担当課以外にどこがあるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。先ほど、支出負担行為と支出命令の合議ということでちょっと御説明いたしましたが、契約につきましては、契約前に企画財政課管財係のほうで合議ということで、契約事務一般に係る合議をいたしております。

ただ、1者随契でいいかどうかという判断とか、ということは各課の事情にもよりますので、管財係のほうで合議できるところにつきましては、適正な書類が出ているかどうか、必要な書類が出ているかどうかというような判断が主になるのかと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、1者見積りでいいかどうかという判断についてお尋ねします。今の話だと、1者見積りでいいのかどうかという判断は、担当課で主に行っていて、合議の企画財政課はあくまで必要な書類があるかどうかの形式的判断であって、具体的な内容まで踏み込んで判断はしていないみたいに聞こえたんですけど。そういう理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。1者随契でいいかどうかという一般的な話になりますけども、金額要件です。10万円以下であれば、もう財務規則のほうで書いておりますので、予定価格で10万円ということであれば、特に管財係のほうも指摘はいたしません。10万円以上の場合で各財務規則のほうに随契の項目がございますけれども、それが正しいかどうかということにつきましては、もし管財係のほうで指摘があれば、担当課のほうには指摘をしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、10万円以下に関してはそこまでやってないけど、10万

円以上の分については、管財でもその理由で、規則で、根拠法令で適正かという審査はしているという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。地方自治法施行令の随意契約の理由のところ、入札に適さないものとか、各号にございますけれども、これはいかななものかというのは指摘は随時しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、課長は私が1者見積りを適用できるか適用できないかとお尋ねしたのに、入札に適するか適さないかとお話をして、完全に論点がずれているように思いまして。入札に適さなくても、うちの財務規則は原則2者見積りだと思うんですが、課長はそこは混乱されているようなので。築上町で1者見積りができる根拠、1者見積りをできる根拠はどこに規則があって、どういう内容を改めて説明をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。ちょっとすみません、御指摘のとおり、適用条文を誤っております。1者随契でいいというところにつきましては、財務規則の79条によりまして、2者以上のものを基本的に随契でも見積りを徴さなければならないとなっております。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでないとされておりまして、1号が契約の目的または性質により契約の相手が特定されるときと、2号が、市場価格が一定している場合であって、一般競争入札または指名競争入札に付する必要がある物品を購入するときと、3号が1件の金額が予定価格が10万円未満の物品または修繕をするとき、4号につきまして、2人以上の者から見積書を徴することが適当でないと認めるときの4つとなっております。以上でございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 安心しました。私も関係法令及び例規を改めて確認してみたんですが、1者見積りでいいという根拠は、築上町財務規則79条しかないんです。ほかには多分ないと思います。79条は原則2者って定めているんですが、さっき課長が言った4つの場合だけは特別に1者見積りでもいいという、そういう条項でございます。

それで、本日は手続の問題で、今日の質問は具体論には入らないのが原則だとは思いますが。実は私、今回吉元議員が情報開示を受けた資料の中で、下水道系の随意契約に関しては、ここに一覧があるんですが、随意契約の理由書とか全て目を通すことがやっとできたんです。それで、エス・ティ・産業さんが関係する下水道系の随意契約は全て1者見積りなんです。全てです。少

なくとも情報開示で上がっている分は。それで、何でこれだけの件数が全て1者見積りをできるのか、一体何の根拠で誰が審査しているのかということに着目して、特に随意契約の理由書を見つけたんですが、1者見積りの理由はほとんど書いていないんです。理由書に1者見積りでいくなら、理由書に今言った財務規則の79条の根拠を挙げて、その根拠に基づいてこういう理由だからと記載があるべきだろうと私は思うんですが、そういう根拠条例、条項も具体的な内容も一切なくて、ただ何となく1者見積りになっているんですが、その辺の書類はそれで十分な記載なんでしょうか。また、そういう内容でこれは1者見積りでよろしいというのは、具体的にどうやったら企画財政課はチェックができるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。申し訳ございませんけれども、私も企画財政課のほうが4月と、あとは3年間おりましたけれども、そこら辺のところ随時、1者見積りの指摘はしたことはあるような記憶がありますけれども、全てが全てにおいてということをしているかどうかというのは、はっきりこの4月からと3年間ではっきり申せないところがございます。

ただし、理由は明らかにすべきだとは感じております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ありません。やや厳しいことを言いますが、今の課長の答弁は、説明は、自分は経験不足でよく分からないというふうに聞こえますし、そこまでチェックできていないというように聞こえるんですが。当然、1者見積りの根拠は書類に明記されていないとまずいと思うんですが。それは、今日はまた、ちょっとそこも疑問点になったので、日を改めてもっと詳細にやり取りしたいと思います。

では別の角度から聞きます。書類を見る限りは、1者見積りの根拠として、具体的には適用条項は書いてないんだけど、文章全体の意味からすると、緊急に対応しないとイケないから、この業者しかいないから、1者見積りにする、みたいな文章としてはそういう流れになっているんです。それで、法令及び財務規則を見ると、緊急の場合は確かに随意契約で対応できることになっているんですが。

○委員長（武道 修司君） 1者見積ね。

○副委員長（宗 裕君） いえ、私の理解では、法令規則は、緊急の場合は随意契約で対応できるとしか書いてなくて、緊急の場合は1者見積りでいいとはどこにも書いてないんですが、緊急の場合に1者見積りができる根拠はどこになるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。そちらにつきましても、担当のほうで、急を要してもう2者以上ができないとかいうことでしているかと思えますけれども、そちらにつきましても、一個一個企画財政課のほうができていないというのが現状でございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は一般的な規則、手続を聞いているんです。個別の案件ではございません。急を要する場合に1者見積りがいいという根拠はどこにあるかというのを尋ねているので、根拠があるとすれば、1者見積りの根拠は先ほど課長が申し上げた、財務規則の79条の4つしかないんでしょう。ここの4つの例外規定には緊急という言葉はどこにもないですから、多分（4）番の2人以上の見積りを徴することが適当でない認めるとき、というこれを緊急を理由にこの4番を適用するしかないと思うんですが。書類及び起案書や随意契約の理由書には、この4番を適用して1者見積りにするという言葉はどこにもないんです。

ですから、これは書類の不備、担当課及び企画財政課のチェック漏れ、チェックミスの可能性が高いと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。おっしゃるとおりでございます。4にすべきところがございますけれども、そこら辺のところははっきり書かれていない、財政課のほうで指摘できていないということが可能性はあると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） かなり重要な問題だと思います。書類に不備があるからといって不正な契約だとは私は思いません。内容自体は適正だったけれども、書類に書き忘れた、審査に不備があったって可能性も十分にありますから、書類及び審査の不備イコール内容が不適正かどうかは分かりませんが、今の課長の答弁によると、私が見る限り上下水道課の下水道係の3年分を見てもそれが多数あるということは、築上町の場合は過去長年にわたってこのような不備な手続による1者見積りによる随意契約が蔓延している可能性が高いと思うんです。

ですから、今課長が不備を認めた以上は、直ちに過去のその辺を調査して、どこが問題点があったか。また、今現実にそれと（マンゼイ）と同じような手続を進めているとすれば、そういうチェックと改善が進むまでは当面は1者見積りによる随意契約はできないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） それ、ちょっと今日、説明員だけなんで答えはできない。

○副委員長（宗 裕君） そうですね。では質問を変えます。そういう目で改めて規則をチェックすると、いろいろ疑問点がございまして、そういう規則の専門的なことは課長に聞くしかな

いのでお尋ねします。

例えば、随意契約の適用として、地方自治法のさつき課長がおっしゃって160の何とかの自治体の規則で定める金額以内の場合は随意契約ができるという規則がありましたよね。うちの財務規則でいうと、ちょっと資料が出てきたので読みます。

築上町財務規則第77条、政令第167条の第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、途中省略します、予定価格が別表第4に定める額を超えない場合とすると。この金額以下だったら随意契約していいよということによく使われるやつなんですけど、これでちょっと疑問点が出てきたんです。先ほど課長が、工事または製造の請負の場合は、今年4月から200万円に変わっているんですけど、昨年度までは130万円だったと思うんですけど、130万円の場合は随意契約ができるという説明だったんですけど、それ以外のやつはたしか50万円までだったと思うんですよ。下水道係で50万円以上130万円以下で、この条項を適用して随意契約にしたやつがあるんです。これは当然、工事または製造の請負だろうなと思っていたら、使っている予算がそうではないんです。工事または製造の請負というのは、予算の借（シャク）款項節でいうと14番の工事請負費になるんじゃないかと私は思ったんですが。今言った下水道係の50万円以上130万円の契約も修繕費から出ているんです。修繕費は節でいうと10番の需要費になるので、今言った財務規則の別表第4の分類から言うと6番のそれ以外のものになってしまうと思うんですけど。財務規則の別表第4の1番、工事または製造の請負の130万円の限度額を使う場合は、当然使う予算も節の工事請負費に対応すると思うんですけど、それは食い違っていることはあるんですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。修繕につきましては修繕工事という形で、工事の中には製造、1から作るやつの工事と、大きい意味では修繕も工事の請負の形になりますので、こちらの1番の取り扱いで修繕をしております。物品修繕とかはこの1番じゃないんですけれども、建物とかの修繕につきましては修繕工事という形で、1番の工事または製造の請負という形でさせていただいております。

製造につきましては設計書の製造に当たりますので、こちらの設計に係る業務委託につきましても、1番の工事または製造の請負という形で適用しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっとやや専門的になったんで、もうあんまりこれ2人でやり取りしても仕方がないと思うんですが。節でどれで分類するかというのと私は連動するんじゃないかと思っているんですけど、それは食い違ってもいいということですか。ここに築上町の令和

2年度でちょっと古いですけど、予算執行事務必携という役場内のマニュアルがございまして、ここにどの節に分類するかという一覧がついているんですけど、それによると14番の工事請負費は、維持補修などの修繕であっても大規模なものはここから支出するって書いてあるから、金額の高いものはこちらになると思うんですけども、100万円以上の高いやつを需用費の修繕費、現状復旧がメイン、本体の価値の減少を防ぎ、維持管理のために軽微で補完的なものというところから支出しているんです。ですから、私はここも、予算のほうは軽微のほうを使って、それなのに随意契約の適用のほうは大きいほうを使う。何か矛盾していて、ちょっと何かおかしいなと思うんで。また調べて、この辺は検討ください。いかがでしょうか。

これは、もっと言うと、こっちの随意契約の基準は当然、どの予算から出しているかという、節の分類が基準になるんじゃないかと思うんですけど。そうじゃなければ適当に当てはめて判断できるってことになってしまいます。

○委員長（武道 修司君） 椎野課長、一般会計の分の予算の款項目と特別会計の款項目の取り扱いが、先日私も確認したら違っているという部分があるんです。だから、特別会計は名称が違ったりとか扱いが違ったりとかいうのがあるみたいなので、そこら辺の企画財政課のほうでチェックをするときに、そこら辺はしっかりと、この部分がこうなるんですよというところが説明できるように、今後しておっていただければなと思います。今ちょっと言っても、特別会計の分の款項目とどう整合性があるかというのは、今は分かりにくいと思いますので、また調べていただいとおったらなと思います。いいですかね、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） はい。そしたら、別の質問させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 財務規則に関連してもう1つ質問させていただきます。

さっきも言ったとおり、まだこの書類しか見ていないので、上下水道課の下水道係の書類を見て、その範囲内ですけども、全ての書類に予定価格が書かれていないんです。財務規則上は原則として予定価格を定めなきゃいけないと思うんですけど、何で予定価格が書かれていないんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。すみません、その点につきまして確認していないので、今お答えすることはできません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これ、根本的なことだと思うんですけど、逆に言うと、うちの財務規則で予定価格を定める条項はどこにあって、どういう場合に省略できるというのは課長は把握していないということですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。予定価格につきましては、基本的に言いますと、設計しているものにつきましては予定価格がはっきり数字が出ますが、こういった場合で、予定価格が書かれないものを、はっきりこの場で説明することはできませんけども、たしかあったような、ちょっとすみません、資料を持ち合わせないので、あれですけども。1者随契とかで緊急を要する場合とかが予定価格が書かれない、そこにつきましては、はっきりこの場ではお答えは、資料を持ち合わせないのでできません。すみません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 確かに、緊急とか特別な場合は仕方がないと思うんですが、そもそもさっき話題にした、工事または製造の請負で130万円以下は随意契約にしていいというこの条項ですけど、この130万円は何かというと予定価格なんです。予定価格を定めた結果、それが130万円以下だったら随意契約にしていいという条項なのに、予定価格が書いてなかったら、これ適用できないしそもそも分からないじゃないですか。だから、緊急の場合とか特別なんか軽微のやつだとか言うると予定価格がないことはあり得ると思うんですけど、100万円以上とかで規則上予定価格がないっていうのは、私、何遍読んでも理解できなかったんですけど。下水道係の書類を見る限りは、予定価格が、概算金額、見積りは時々書いてあるんですけど、予定価格って言葉はどこにもないんです。随意契約の理由書には一番下の欄に予定価格って欄があるんですけど、全部斜めの線で消して金額を入れてないんです。

ですから、今課長から明確な説明がないんで残念なんですけど、私の解釈が正しければ、財務規則を無視した手続と書類は横行しているように感じるんですが。予定価格を省略できる場合を具体的にこの規則に基づいて予定価格を省略しているんだということは、次回でも結構ですから説明をお願いいたします。

○委員長（武道 修司君） 課長、一応中身を確認してまた報告できればお願いしたいと思います。

ほかに。いいですか。吉元議員、池亀議員、いいですか。宗議員、いいですか。

○副委員長（宗 裕君） 一言、意見述べさせてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私も素人で、この問題が発覚してから一生懸命いろんな規則や解説を読んでいるだけなんですけど、担当の課長から、宗議員、それは解釈、これ違いますよとか、うちはこの規則でこうやっていますとか、説明をいただかないと私も自分が勉強した結果が正しいかどうか判断つかなくて。また、こういうルールと手続が正しいかどうか判断つかないと、例えば今日後から下水道課長と係長に来ていただくんですけど、そもそも正しく手続しているのか、書類に不備がないのかどうか判断がつかないというよりは、課長も一部の手続に関して

は不備を認めた今日説明だと思いうので、もう初日の初回で重大な答弁が出てしまったと思いうのですけど。

一部の業務に関しては適正にやってないというふうに発言されたように聞こえたんですけど、そんなことはなくて適正だという理解でよろしいんですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。すみません、説明でいろいろと、私が説明できないところで不備があったというふうに申しましたけども、そちらが私の解釈違いで不備がないという可能性もございますので、この場で不備があるとかないとかいう判断は申し上げることはできません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私はインターネットのホームページ、築上町のホームページで公開されている例規集ぐらいしか見ることができないんですが、こういう契約事務とかいろんなことに関して、内部で共有しているマニュアルだとか通達だとか指示だとか、そういう口頭ではない、文書になっている、文字になっている、そういうものは例規以外にかなりありますか。つまり、こういうマニュアル、内部規則に従ってこういう事務を進めているんだという例規以外にありますか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。契約事務担当の管財のほうから、こういうふうに毎年事務については法令の遺漏がないようにというような通達はしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それ、注意喚起の通達ですよ。それを見て具体的に仕事をしなさいというやつではないですよ。私が何でこういうことを聞いたのかというと、そういうマニュアルがあれば、この委員会にぜひ提出していただきたい。そうすれば、そのマニュアルに照らし合わせて、適正な手続が行っているのかどうかという判断ができると思ったんですけど。そうすると、例規の財務規則と、あと私が以前情報開示請求で手に入れた、この予算必携事務ぐらいしかないんですかね。

つまり、具体的な内部の手続を定めたようなものもなく、例規を頼りになんとなくやっているという感じですか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。先ほど申しましたように、契約事務につきまして、いろんな契約の種類がございますので、そちらについて注意するような通達文書はございます。

○委員長（武道 修司君） マニュアルはないということですね。

○企画財政課長（椎野 満博君） それがマニュアルとっていただいて結構です。

○委員長（武道 修司君） それがマニュアル。マニュアルはあるということですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それはそういうものではないです。そしたら、後からこの委員会で、みんなで相談して、その通達をぜひ提出を、依頼をかけるようにみんなで相談しましょう。見せていただかないと分からない。

○委員長（武道 修司君） いいですかね。今日、椎野課長に来ていただいたのは、調査をするに当たり、適正か適正じゃないか。事務がちゃんとできているかどうかという、その事務のベースが分からないと、我々も調査のしようがないんです。何にのっとして、どういう形でどのような処理をしていって、それが適正だったのか適正ではなかったのかというところで、しないといけなだろうということ、まずその築上町としてのベース、規則、規定、マニュアルがあればマニュアルをしっかりとチェックを我々もさせていただいて、その上でそれが適正に処理されてきたのかどうなのかというところをまずやるべきだろうということ、本日、説明に来ていただいたような次第です。今日、また分からないことがあったときは、また課長のほうに事務局を通じて資料の提出等があるかも分かりませんが、御協力のほどよろしく願いいたします。いいですかね。

では、ここで一旦休憩いたします。椎野課長、今日はありがとうございました。お疲れさまでした。

再開は11時からとさせていただきます。

午前10時47分休憩

.....

午前11時00分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今からは、上下水道課の山下係長に出席をお願いをしております。内容について質問をさせていただきますので、できるだけ説明をお願いをしたいというふうに思います。証人喚問とかそういうのじゃないので、緊張しなくて説明していただければと思います。今日は説明員という形で来ていただいておりますので、そういう点も踏まえて質問をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、先日、吉元議員のほうから何点か質問を上げていただいていたので、吉元議員のほうから質問をお願いをしたいというふうに思います。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） 大きく7つの質問を、事前に百条委員会のグループLINEのほうに載せていただきました点で質問をさせていただきます。

まず1点目、傍聴者の方もいられるので、できるだけ細かい内容でいこうと思います。宗委員が作っていただいた資料の令和4年度の10番、令和4年8月23日、12番、令和4年10月4日の椎田北部センター流入ポンプ点検という項目が2項目あります。金額にあわせて20万9,000円と25万855円。この点検業務の詳しい内容が、ちょっとこの随意契約書の中身がよく分からなかったもので、まず1点、この詳しい点をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 上下水道課の山下です。20ページですね、先ほど本点検は、椎田北部浄化センターの流入ポンプ関連の点検であります。まず、流入ポンプとは、本処理施設ですね、椎田北部浄化センターで最初に下水道本管から汚水が集まってくるようになります。そこに、次の設備に送るための流入ポンプが3台設置されております。

今回、流入槽内に汚水が異常にたまって満水となった際、フロートスイッチというものが反応して、それが警報として管理業者と役場のほうに飛んでくるようになっておりますが、それが通常どおり反応せず、汚水があふれるということが起こりました。それをもって、緊急にというか早急に点検、どういう内容で、どういう原因でそういうことが起きたのかということ調べるために点検業務を出しております。

点検の結果としましては、フロートスイッチが4個あります。4個あって、4個のうち縦向きに4つ並んでおります。1つ目が、一番下の部分が、水位が上がってきたらポンプを稼働するための、1台稼働するためのスイッチですね。2つ目と3つ目が、まだ1台で掃けずに上がってきたら、2台同時運転、3台あるうちの2台を同時運転して、より掃かせるためにするフロートスイッチが2つついています。一番上の4つ目が、満水、警報ですね、警報が来るスイッチとなっております。

その4つの結果としては、一番下の稼働、1台運転する分だけは通常どおり動いたんですが、その上の3つが全部故障していた。基本的に点検するとき確認するのは動作確認と電気関係ですね。抵抗値があるかないかとか、そういう確認をさせてもらって、あと制御盤、盤のほうにきちんと飛んできているか、だからリレーの確認とか、そういう形の確認をしております。この点検では、そのフロートスイッチの確認と合わせて、ナンバー2のポンプが、3台中のナンバー2というポンプが故障しましたので、ポンプを吊り上げて機械がどうなのかという確認をさせてもらって、ポンプについては断線ですね、線が切れておりました。恐らく、原因としては、満水になったときに中の配線が、垂れた分が巻き込んでしまって、それで断線したものと思われるんですが、その点検の中で、ポンプ自体ですね、ポンプ自体が正常に稼働するか、まあ線は切れて

いるんですけど、ポンプ自体はきちんと稼働するのかわかるまで確認しております。

以上が点検の内容になります。（発言する者あり）2個目は、次は交換業務になります。先ほどの点検業務の結果を受けて、交換の業務を発注しております。この交換の内容は、先ほど言ったフロートスイッチ、4個連動している形になるんですけど、1つだけ正常だったんですけど、設置時期と状況、4つ連動していることもありますので、4つとも全部フロートスイッチの交換を行っております。ポンプについては、ポンプ自体は戻っていたので、もう通常どおり全部交換するよりも、線だけの交換をしたほうが費用的に安くなるというところから、配線の交換のみやって、設置までした後に動作確認、あと制御盤の電気確認、あと警報等の確認をしております。

以上が、この内容になります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 説明ありがとうございます。

じゃあ次、2点目行きます。起案日の令和4年、番号で言うと11番ですね。流入ポンプの購入、一般質問で私が、ちょっと課長と答弁した内容になりますが、3か月ぐらい前にポンプが潰れて交換したので、経年劣化のおそれがあるということで、緊急的な随意契約を使用して、1者で見積りを取って、ストック用のポンプを購入したという内容になりますが、これを本当に緊急の随意契約が適正だったのかどうかというのと、今そのストックポンプ自体は、現時点どうなっているかというのをお聞きしたいです。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 本件については、まず、内容としましては、本ポンプ、先ほど上の、前に説明したとおり、流入ポンプ、同じところになります。3台あって、1台はこの同年に、今回、9番に上げている流入ポンプの交換で、ナンバー3というのを交換しておりました。このとき、ナンバー3が壊れて、ナンバー1、2は、修繕とか、その当時は、その段階では故障していなかったのですが、今、上のほうでも説明したんですけど、その後にナンバー2が故障したというところがありました。で、配線のみ替えたという経緯がありまして、この時点で、ナンバー1、ナンバー2、ナンバー3は稼働していたんですけど、ナンバー3のみ新品、ナンバー2は故障して1回修繕かけている、ナンバー1は、まだ修繕履歴がないという形でありました。

このような状況の中で、どうしてもこの施設の中で一番重要といえますか、各汚水の配管、下水の配管から一番最初に集まる施設なので、そこが、ポンプがきちんと稼働しなかったら、あふれたとき、場内であふれることよりも、道路とか各家庭の排水が流れなくなる可能性があるんで、この施設というのは、どうしても正常どおり稼働するというのが重要なところになるので、ナンバー2が故障した、で、修繕したということもありまして、早急にポンプの予備を用意しておいたら、どうしてもポンプ、ですね、このポンプとかは受注生産になるので、今日言って、すぐ入

ってくるようなものじゃないので、事前をお願いしないと二、三か月かかることもあるので、ポンプの予備が欲しいというところで、このポンプの購入を考えました。

随意契約の理由についてなんですが、すみません、課長の答弁でもあったんですが、そのとき、ちょっと資料が課長の手元になかったので、緊急かどうかというところで言ったら、内容的には、ちょっと緊急という回答になったと思うんですが、すみません、この随意契約が24ページになるんですが、地方自治法の、今回上げさせてもらっている理由としては、地方自治法の167条の第2の第1項第1号ですね、これが金額による縛りになります。これで、物品の購入なんで、80万円以下であるということ。また、地方自治法施行令第167条の第2項の第1項の第7号ですね、7号というのが、価格が有利な場合というのがあります。すみません、起案2も、ちょっと書いているんですが、今回購入するに当たって、まず同年にナンバー3、同じ業者から見積り取ったときに、ポンプの購入価格が、ポンプ本体の価格が37万円という見積りでありました。このとき、起案を上げる前に、新明和のポンプなんですが、新明和の見積りを取ったところ、ポンプの価格が、新明和の見積りで64万2,000円だったんで、比較しても37万円、大分安いところになります。あと新明和、メーカーなんで、一応、市場価格も調べております。

その同年、同年というか、起案日と同じなんですが、9月14日調べでネットの販売価格調べたら、税抜きで40万9,000円という数字であったんで、非常に価格が安く入るところと、すみません、これも次回から気をつけることにするんですが、取引が、うちのその当時、新明和、取引がスムーズにできる業者さんとして、ちょっと考えていたエス・ティさんに、そのままお願いしたような形になりますので、随契理由ですが、すみません、ちょっと答弁とはちょっと違う形になるんですが、一応、価格が有利という点と、価格が80万円以下という点を上げさせてもらって、随意契約するような形にしております。

また、1者随契にした理由も、先ほど言ったとおり、価格が有利で、町内で取扱える業者がというところで、その当時、そう考えていたというところで、これについては、町長からもあったとおり、2者以上、今後は取っていくような形で考えておりますので御了承ください。

以上になります。

○委員長（武道 修司君） 今の点はもういい。（発言する者あり）ああ。ちょっと1点だけ。先ほど企画財政課長のほうから、財務規則等で、基本的に10万円を超えるものは2者以上の見積りというふうになっているんですね。緊急の場合、今日の明日というときにといったときに、それを一々2者以上から見積り取るといったら時間がかかってとか、いろいろとあると思うんですけど、今回このケースで、緊急ではない。で、80万円以下だったから有利だったから2者以上は取らなかった。それは、これに限らず、ほかのことで、そういうようなことが、やっぱりあったということですか。それとも、たまたまこれだけが、そういうふうなことなのか、ち

よっとその、もしそういうふうな事務処理をされているのであれば、財務規定とか財務規則とか、そういうものにとっとて事務ができていないというふうに、ちょっと感じたもので、ほかの案件もこういうようなことが往々にしてあったのかということ、ちょっと教えてください。山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） すみません。まず、今回のこのポンプの購入については、先ほど市場価格の話もさせていただいたんですけど、築上町の財務規則の77条第1項の第2号に、そちらのほうで、市場価格が安定していて指名競争や見積りをかける必要がない場合は、2者以上見積りを取る必要がない項目に、その項目がありまして、そこに該当するという、ちょっとこちらで判断したんですが、すみません、よくよくちょっと調べてみると、そこもちょっと判断がおかしかったというのがありましたので。

○委員長（武道 修司君） ですよ。

○上下水道課係長（山下 秀一君） はい。なので、こちらの件についてはですね、次回以降、気をつけさせていただくような形で、ちょっと考えております。

ほかの件につきましては、緊急というところについては、特定業者という第1号、79条の第1項の第1号かな、特定業者というところで、町のほうで、私どもが判断するとき、緊急で来てもらいます、緊急で壊れましたというときに、まず、どういう修理を出すか、契約するまでとか準備する段階において、何が壊れてどういう段階なのかという調査を基本的にしないといけないと思っています。その調査を、役場の職員とか現場の管理している人で分かるような内容のものが少ないんで、すみません、これも、ちょっと私どもの判断で、どこの業者を呼ぶかというのは、その当時、担当とか緊急で来てくれる人で内容が分かる人で、よく理解している人という判断の下、業者さんを選定しているということがあります。

そこで見てもらって、特定という表現は、ちょっと難しいんですが、それを交換まで、点検から交換までをスムーズに行える、点検の費用が、全てが難しい点検だったら、どうしても点検業務として上げているのも何件かあるんですけど、現場でパッと見て分かるときとか、そういう場合に限っては、そこに、できる業者、特定というのは、その対応できる業者という形で1者随契ということを選んでおりますので、御指摘いただいているとおり、よそにもあるということが私どもが把握しておれば、この当時から、ずっとそれを何者か選んで見積り取ってということが可能だったと思うんですけど、現場対応するに当たって、その当時、町内でこういう施設はこの業者に見てもらう、この施設は見てもらうというのを決めているというのはおかしいんですけど、決めているというのは、書類で何か残しているとか、ここの施設が壊れたら業者さん、ここにするとか決めてはないんですけど、今回で言えば、椎田北部浄化センターについては、こちらの業者が全て見ることができるとか、築城の浄化センターだったら、この施設は、ここは見れるとか、

そういうところで、施設ごとにというのもありますので、処理場に関しては、今回上がっているところ、業者さんをお願いすること多いんですけど、下水道施設の処理場以外の施設、管路施設とかマンホールポンプって道路上のポンプ施設とかは、また別の業者さんとかを選定して選んでいるところもありますので、すみません、ちょっと説明があれなんですけど、特定の業者というところで1者随契を選んでいたということが理由としては多いと思います。そうですね、財務規則的に、規則上の話で1号を選んでいて、79条の第1号を選んでいたということが多いと思います。

○委員長（武道 修司君） どう言ったらいいかな、今、そうやってやってきたということですけどね、私の認識でいくと、例えば、ここの施設であれば管理者というか、この業者に管理をしてもらっている、ここの施設はこの人に管理をしてもらっているという業者があると思うんですよ。それは、なぜそういうふうな管理者がおられるかという、これ私の認識ですよ、役場の担当者が、今言ったように、どこが壊れて、どういうふうになって、どういうような問題が起きたかというのが分からないから、通常の管理として問題が起きたときとか、そういうふうな通常の運転とか、もうそういうところで専門の方をお願いをしようということでされているのは、管理者、委託しているというところじゃないかなというふうに認識としては持っているんですけどね。

その管理者のほうと話し合っ、それならこの業者にちょっと修理してもらいましょうというのであれば分かるんですけど、その管理者を飛び越えて、基本的に管理者が修理できるもの、もしかしたらですね、管理者のほうで対応できるというものを、役場のほうから違う業者に回すというのは、そこがちょっと理解できないんですけど、なぜそういうことが起きるのかを教えてくださいなと思います。山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 管理者なんですけど、今、処理場を管理してもらっている業者さんとの契約上では、一般的に通常の運転管理という形になっておりまして、故障とかそういうところの修繕は、契約上は含まれておりません、管理業務の中に。

故障とかがあった場合、基本的には材料とかを支給ができれば、管理業者で簡単なものは替えてもらうという、通常運転のもの、例えば、ベルトが悪くなったとか、そういう部品であれば、管理業者に替えてもらうこともありますし、管理業者も、できることとできないこと、また、時間とかそういうこともありますので、そこは管理業者と話しながら、これはできる、これはできないとかいう話とか、この部品を買ってくれたらうちで替えられますよとか、そういう話は、各処理場ごとに話はしております。

業者の選定するときに、役場と管理業者と話して、どこの業者さんと呼ぶという形を取っているかと言われたら、基本的に流れとしては、処理場で故障があった場合は、もちろん管理者から、うちに連絡が来る。もしくは警報が飛んできて、管理者と確認をするというのを第一に考えてお

ります。

そこに、うちのほうから、業者さんのほうから、すみません、私の把握している中では、基本的に役場から、過去の実績とかを見ながら、ここの施設が壊れて、ここの設備が壊れたら、過去の実績があるところに基本的に連絡して見てもらったほうがスムーズに行くということで、役場のほうから、その業者さんに連絡するようにしているというところが基本的な流れになるので、今の通常の維持管理業者ですね、そこに故障とか、そこまで直してもらうところまでは考えておりませんというか、契約上、入っていないのですよね。また、電気関係とかが絡むので、簡易に修繕、交換できるものについては頼む場合もあるし、実績もあるのであるんですが、基本的には外部、外部というか、管理業者以外の業者に修繕を頼むようにしております。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今日説明なんで、証人喚問みたいな感じで聞きたくないので、さらっと聞きます。

エス・ティさんに、今、（トクゼイ）になっているという、ある程度の認識の中で、下水道ができて、この前、町長の答弁でありましたけども、もう30年以上ある施設なので、その以前、対応していた会社は、どうなっちゃったんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 下水処理場ができて、今、下水処理場、4つあるんですが、西高塚処理場が平成6年に供用開始、動き始めています。椎田の北部が平成17年、築城の浄化センターが平成18年の3月末で、椎田が平成25年なんですけど、すみません、私が下水道の係になって、ちょっともう10年以上になるんですが、当時、管の整備とかを推進していて、処理場の故障というのは、まだ施設が新しく、あまり件数的にはなかったというのが正直あります。

故障が増えたのが、令和になってからぐらいですね、令和になってからぐらいが、ちょうど故障が増えてきて、それまでどこの業者に頼んでいたかというのが、件数も少なく、あれだったんで、通常のメンテナンスとか、うちも取引というか、知っている業者が全然なかったんで、製造したメーカーに来てもらって確認してもらって、大手のメーカーとかになったら来てもらうのに、どうしても手数料とか出張旅費とかかかってですね、そういうのもあったんですけど、そういう形でどんどん点検して、知識、あと日本下水道事業団というところに施設管理の応援依頼をしております。協定結んでですね。それで管理業者のほうに、そういう修繕とか故障とか、こういう運転の経験という知識をどんどんつけていく中で、ちょうど令和元年ぐらいから、施設の故障、供用開始でちょっと15年とか過ぎたぐらいから故障が増えてきたというところがありまして、令和元年度ぐらいから業者さんに依頼していたのが、町内の業者、こちらの業者もあるん

ですが、ほかの製造元とか、そちらの下請というか、工事ができるところ、修繕できるところとかにお願いしていたところがあって、まだ件数的には、増えてきたんですけど、今みたいには増えていなかった。なので、今回上がっている令和4年からは、ちょっとこの特定の業者さんに件数が増えているところがあるんですけど、その以前にしていたところから業務を変えてとかじゃなくて、だんだんだんだん増えてきて、増えてくる中で増えたというところであります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう最後にします。もちろん実績って大事だと思うんですけど、一般質問のとき、僕も答弁の中で、実績って、最初はないんです、今みたいに。なぜそこを選んでいるのかというのが不思議な点だったんですよ。業者は、いっぱいあります。職員さんが聞きやすい業者になる可能性が強いかなどは、しょうがなく思っています。ただ、それが進んでいった結果が、次の業者、実績のある業者をつくれていない原因でもあるのではないかなという、前回、質問をさせていただいたんですけども、説明なので、その辺について、日にちもたったんで、どういう見解なのかというのをお聞かせください。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） そうですね、一般質問の答弁も、確認というかですね、内容もちよっと確認させてもらったんですけど、確かに言われているとおり、修繕の実績があるから随契をこことしますよというのが確かにあるのは間違いないので、そちらについては、今後、改善していく。また、今の段階で、私どもが業者さん、どちらを今度頼むかというのもあれなんですけど、処理場を見てもらう、施設壊れて見てもらうというところから、地元の業者さんなり、なるべくそういう形をお願いして、こういう緊急がどうしても多いので、緊急時になって、パッと見て、ちょっとできないよというの、また困るので、なるべくそうならないように、何かしら緊急じゃない修繕とか、そういうのが今からどんどん、実際、施設も老朽化しているので、今後は緊急じゃなくて、（発言する者あり）そうですね。そういう形で切り替わってくる時期なんで、そこで町内の業者、どんどん入ってもらってというところは考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。田原委員、あるんやない。（発言する者あり）終わってないやろう。そうやろう。今の内容にね。（「今の関連は」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） お尋ねしたいことがですね、どうも、まず点検をやって、点検結果に基づいて修理を出す。点検に関しては、10万円以下の少額な手続でやっていて、その後に、1者見積りの随意契約でやっているという、ほぼそういう流れでやっているなと思っていたんです。

私が疑問だったのは、点検をやって修繕を出しているのに、その点検の契約、支払いがないや

つが何件かあるんです。だから、今の係長の説明だと、そういうこともあったみたいな説明だったので、とにかく緊急だから、まず呼んで、本来であれば、役場の施設に外の業者さんと呼ぶんだから、契約もなく支払いもなく中に入ってもらって点検してもらうというのは、私はおかしなことだろうなと思ったんですけど、緊急だから、その点検料の契約とか支払いを忘れたケースもあるという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） どの件かは、ちょっとあれなんですけど、そういう場合はあります。点検ですね、点検になります。あります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 逆に言うと、もう日常的に何か困ったときは駆けつけてもらって無料で点検してもらっていることもあるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 処理場に限らず、私どもで判断できないところは緊急で点検という形は取っている形はあります。それについて支払いをしていない、契約とか支払いをしてなく見てもらっているというところは、実態としてあるので、そこはあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日はもう事実の確認だけで。一見ね、点検のほうの書類作成、起案と決裁が後になっている分もあったんですよ。だから、それも何か、何で修繕の後で、該当する点検が1日遅れで決裁されるんだろうなと思っていたんですけど、それは何か特別な理由がありますか。それ具体的に申し上げようかな。どれだったかな。いや、ちょっといっぱいあるから私も分からない。後からまた聞きます。ですから、ちょっとその辺、混乱しているみたいに感じるんです。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 私もこの書類を見て、多分、恐らく令和6年の（「うん、何かその頃」と呼ぶ者あり）マンホールポンプの水位計の交換、（「ああ、そうだと思います」と呼ぶ者あり）こちらは水位計の交換なんですけど、交換は契約しているので起案日が8月の20日です。マンホールポンプの水位計の点検なんですけど、こちらは9万9,000円だったので、この起案日って書いているところが起票日になっております。作業は先にしてもらって、点検を先にしてもらって、8月20日以前に点検してもらって、請求が来たのが8月21日かここら辺だったので、伝票の起票日になります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 先に点検してもらっているんですよね。請求が来るのが遅れたから、

起票が遅れたってことですよね。理解しました。

そうしたら、ちょっと別の角度で質問するんですけど、もう点検してもらったら、その業者に修繕してもらおうという流れが、もう出来上がっているみたいなので、もう呼んだ時点で、そこで契約するのは決まっているような流れに見えるんですけど、事実上、今まではそういう運用をしているってことでいいんですよね。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 確かにこの流れで見たら、点検してもらった業者に修理をしてもらっている、点検してもらっているから修理してもらっているという流れになっております。実態としては、実態として、すみません、点検をしてもらうときも特定の、今回上がっている業者さんにしてもらっている。修理も上がっている業者さんにしてもらっているというパターンなんですけど、先ほど言ったとおり、見てもらえる業者さんもなんですけど、してもらえる業者さんも、この処理するときに特定の業者さんしかいないので、点検してもらっているから、そこに頼んでいるという流れになっているんですけど、できる業者が、そこしかないというところが、私たちも、そういう処理をしておりました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それと、下水道課としての見解は、今4か所処理場があると言いましたけど、処理場のそういう点検業務に対応できる町内業者は1者しかないので、やむなく、もう専属的に全てそこに仕事をお願いしているということによろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 今の段階では、詳しく見て、結果的に判断してもらえる、きちんとここが悪い、あそこが悪いという判断してもらえるというところでは、町内業者はそこしかなかったという見解で動いております。ほかの業者さんができるかできないかって言われたら、ちょっと調べたこともないし、確認したことがないので、（ ）ですけど、今回上がっていると別に電気系、例えば、高圧の電気機関とか、そういう電気系は、また別の業者さんに頼むとか、専門性がどうしても高いところとかは、ちょっと別の業者に頼んだ実績もあるんですけど、件数的には多くなっているというのが確かなところであります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 丁寧な説明ありがとうございます。

そうすると、ほかにできる業者がいるかどうか、調査も何もしてないが、下水道課が知っている業者はそこしかなかったんで、結果としてそうなっているという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君）　そうです。担当を含めて私もそういう判断をしておりました。  
以上です。

○委員長（武道 修司君）　宗委員。

○副委員長（宗 裕君）　今日はもう事実の確認だけなんで、ありがとうございます。

そうすると、今の説明でもう一つ気になることが、この契約内容、業務の内容が適正かどうかというの、たった一人の人が判断するだけではなくて、やっぱり別の目、第三者の目が入らないと、そもそも修理内容とかの契約内容、あるいは見積りの金額も、いいのか悪いのか分からないと思うんですね。それで、係長の説明を聞いている限りは、残念ながら役場には、そういう技術的なことが分かる人間が誰もいないんで、特定の業者さんに頼り切りになっていたというふうには聞こえたんで、説明が。逆に言うと、その業者さんの全て、修理内容も金額も言いきりというようなことになってしまうのではないかと。つまり、その修理内容や金額が適正かどうかという判断できる人は、この役場には誰もいなかったということに聞こえたんですけど、そういうことでしょうか。

○委員長（武道 修司君）　山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君）　確かに技術職がおるわけでもありませんし、専門的な知識が、担当を含めて、私も経験はあるんですが、金額とかそこら辺については適正かどうかというところの判断は、正直できており——価格がですね、比較とかですね、見積りを別にとっているわけではないので、それが正しいかどうかというのは、正直、回答としてはできないんですが、見積りをもらって、そのものが異様に高いとか、ここおかしいんじゃないというところの話になると、ほかの業者からとか取ることができないので、手間とか、材料の費用とか、極端に言えば、ポンプですね、ポンプを交換するときにはポンプの費用と手間代と経費とか、そういう内訳になってくると思うんだけど、ポンプの費用とかは、ネットとかであれがあるので、比較をしようと思えばできるんですが、現状は、購入したやつ以外は、そういうところまでやっていないんですが。

そこも含めて、役場の専門的知識がないというところと、先ほど、ちょっとこれはもう何ですけど、経験が、これまで過去の実績とか、実績やってきてもらって、そこの中で、すみません、回答として、ちょっと適正かどうか分からないんですけど、この業者さんと役場との間で、そういう見積りとかに対しては、信頼関係ですね、こういうのを無駄にしているとか、そういうものはないというものと判断して、その価格がおかしくないという判断というか、不正、不適切であるという判断をせずに、妥当であるという判断の下、動いておりました。

以上です。

○委員長（武道 修司君）　宗委員。

○副委員長（宗 裕君）　あくまで、特定の業者さんとの信頼関係の中で信頼して任せていた

んで大丈夫だろうと。私も、それを説明、ただ、分かりました、そういうことですね。

それで、下水道課としては、第三者の検証だとか、ほかの業者に詳しく聞いてみるとか、そういう検証作業みたいなことは一度もしたことがないという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） そうですね、少なくとも令和4年からは、一度も令和4年が上がっているんですけど、私が見た中では、私が確認したことはございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） この件で最後に。書類を見ると、最初に概算見積りというのが起案書に書かれているんです。結果として、1者に見積りをお願いして、見積書を開封すると、その概算見積りとほぼ同じ、概算見積りに対して、97%とか98%、場合によっては、ちょっと上がって100%超えという感じで、ほぼ概算見積りと同じ見積り結果になるんです。

それで、今の話の流れを聞くと、書類は先に概算見積りをして、1者に見積りを依頼して、見積りを開封したらこの金額になっていたので契約しましたという書類の流れになっているんですけど、今の係長の現場の実態を聞くと、まず、特定の業者に点検をしてもらって、これは幾らぐらいで直るかという概算の見積りを聞いた上で1者見積りの随意契約のための起案書を作って、結果として、もうそういう流れですから、最初の概算見積りと、ほぼ同じ金額の見積書が上がってきて、そのまま契約に至るという流れが実態であるということは否定できないですね。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） そうですね、今、起案を上げるとき、この業務を出しますよという起案を上げるときに、まず予算の中で、どうしても予算の確認はする必要があるんで、どれぐらいかかるかという把握は、最低限必要ということで、起案を上げる前に、どれぐらい価格、どこを修理する必要があるとかいう確認をするために、この概算価格というのを聞き取りして、起案を上げるときに書くようにしております。なので、そうですね、言われているとおり、流れは、概算価格を取っているんで、見積書を頂いて開封しても同じ金額であるというパターンはあります。ありますというか、そういう流れになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。宗委員、そろそろ……

○副委員長（宗 裕君） いや、意地悪な質問でごめんなさい。

○委員長（武道 修司君） いや、違う。そうやないで、吉元議員の話が。（「2個で止まっているんです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） 最後にこれだけ。だって、技術何も分からないんだから、概算見積りもその点検に見てもらった業者さんから聞くしかないですね。そういうことですね。

○委員長（武道 修司君） いいですか。すみません。吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう手短かに、「そう」とか「資料ある」とかで大丈夫です。

起案、令和4年の13番、10月7日のコンポスト施設のVベルト修理のベルトの種類とか仕様とか価格とか分かるものがありますかという質問と、今さっき、すみません、ここを短く行きなかったんですけど、管理業務のほうは、ベルトとか簡単に修理できるよというふうに言っていたのに、なぜここになったのか、その理由もお願いします。皆、修理はそこにしてもらっていると言われていたので。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） まず、Vベルトの修理、今回のこのコンポスト施設Vベルトの修理なんですけど、コンポスト施設で今回やっていただいたのは、汚水供給ポンプ、増流装置、あとコンプレッサーの3施設ですね、そのVベルトを交換しております。

ちょっと質問であった種類なんですけど、まずA型の52というものを1本、1本当たりの単価は700円、増流装置は、3部位の950円、4本交換しております。1本当たりの単価が1,700円、コンプレッサーについてはB型の54を1本、1本当たり価格は1,100円。ここでもう一点、予備費としてですね、予備品として、A型の66を3本納入してもらっております。（「3本ですか」と呼ぶ者あり）3本です。その単価は、1本当たり800円です。今言った単価については、こちらの業者から請求のあった金額の単価なので、市場価格等を、ちょっと調べているんですけど、市場価格と比較して、高いものでも、ちょうどいいぐらいの価格であったんじゃないかなと思っております。

管理業者に、なぜさせなくて、こちらに頼んだのかというところなんですけど、基本的にVベルトを管理業者にさせている、通常管理でさせていることもありますので、そちらのほうが多いです、Vベルトの交換ですね。こちらのベルトの交換を何で頼んだかというのは、すみません、そこまで、ちょっと私、把握していないんですけど、管理業者さんに、これ聞いたところなんで、聞いた話なんですけど、ここのコンポスト施設の全体的な点検をしていただいたという経緯があって、その点検をしてもらった中での、ここは交換が必要だったという流れで交換を依頼したのではないかというところだったので、今の現状のVベルトの交換は、管理業者にしてもらっているところなんですけど、今回上がっているところでもVベルトの交換、ここの1件あったんで、私もちょっと内容を、どうして頼んだかという、すみません、詳細が、先ほど管理業者から聞いた話でしか、ちょっと分からないんで、すみませんけど回答は、ちょっと明確にはできません。

○委員長（武道 修司君） （ ）何番だった。（発言する者あり）いや、Vベルトの交換は。

13。（発言する者あり）ほう。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もちろん工賃等も入っていると思うんですけど、今ざっと計算

しても、ベルト代だけで多分1万円ちょっとぐらい。さっきからずっと安い安いと言われているんですけど、これ安いですか。した箇所が6本替えているんですよ。

○委員長（武道 修司君） 6本か、うん。AベルトとBベルトやったね。（「はい」と呼ぶ者あり）Cとか（コグ）とか特殊なやつは別にないってことですよね。（発言する者あり）山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） この税抜き9万円の内訳として、材料と別に、作業費で、交換作業費とテンションの確認、張ったときのテンションの確認で7万円、諸経費で9,000円という形で請求書の内訳になっておりました。こちらが高いかどうかという、すみません、判断はですね、そういうことを比較とかしていないんで、私のほうでは、ちょっと高いか安いかの判断はできません。できませんというか、高いかどうかと言われたら……（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今までの、すみません、まだ2つ、3つ目なんですけど、2つ聞いた中で、価格のところ、すごく係長、押されていたので、10万円以下だから、そこまで詳しく知らないよって言っている返答でよければ、それでいいんですけれども。多分これ、やっぱり価格の面って、すごい大事なところだと思うんですよ。ベルトに関しては、車屋さんもちろんそうですし、来てくれる、来てくれない別として、管理業務している会社さんもできると思います。僕もできます。という内容を踏まえて、价格的に妥当だったのか、妥当じゃなかったと思うのかだけの返答で大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 私、交換したことないんで、あれですけど、作業的には、すみません、高いかどうかの判断はできないので、今後、こういう10万円以下の分の請求来たときに、その価格を確認することになっておりますので、ちょっと価格の適正は、ちょっと確認をしたいと思っております。この段階では、ちょっとすみません、回答が、ちょっと高いか安いかの私の判断はできないと。できません。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほどの宗議員の質問の中で、下水道処理場に関しては、4つかね、西高塚、椎田北部、築城と椎田かな。それに関して、あと浄水場が、石町と高塚、2つ。築城は。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 宇留津あるやろう。

○委員（4番 田原 宗憲君） ああ、宇留津があるか、宇留津が。（発言する者あり）あるんよね。その中で、この施設に関しては業者を決めていますよという返答を宗議員にしたように自分は記憶しているんだけど。この業者は、どの施設に関しては、どの業者というのが、もう山下係長が10年くらいになると思うんよね。その中で見積りとかいろいろある中で、吉元委員的には

再三、ずっと質問しているけど、正直、その業者に任せっ切りで、おそらく疑う余地も多分なかったと思うんですよ。だから、この施設に関して、どことどこが、大体どこに任せているというのが、ちょっとあれだったら答えてもらいたいよね。どの施設に関しては、どこですよとか、多分、上下水の中で決まりというか、大体ここに頼んでいるよというのが、現場的な、ちょっとそれを答えてくれませんか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 下水道の処理上の関係で言えば、今先ほど言う4つの施設ありまして、4つとも基本的にはこちらの業者さんが多くなっておりまして、エス・ティさんが多くなっておりまして。（「任しちよるん」と呼ぶ者あり）任している、こちらと一緒にしています。

浄水場に関しては、すみません、今私ちょっと把握していないんですけど、確実にないかもしれないんですけど、町内業者じゃなくて、が入っているところ、これ正確か分からんですけど。

（「これ浄水場入っていない」「個人じゃないんやろう、個人の会社じゃないんやろう」と呼ぶ者あり）個人ではないです。（「そんなら書いたらどうなの、個人情報じゃないんで」と呼ぶ者あり）（カクソク）さんとか共進電機さんとかが。浄水場、管路とかじゃなくて。

何者かあると思う、浄水の関係ちょっと私余り詳しくないんで、やっていたんですけど、すみません、ちょっと業者明確には分かりません。

○委員長（武道 修司君） 山下係長、あれやったらお茶でも飲んでください。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 処理場の施設に関してはエス・ティ・産業さんに任せっきり。その中で故障がしたら点検に来て、点検に来たら9万9,000円以内の点検料を払って、その後、見積りを出して、工事の修繕費なりを別途払っていたということで間違いのないよね。

なぜかというたら、私が聞いた中では、来た時点で写真をぱちぱち撮るちゅうんよね。その中でいろいろ資料が上がった中で、恐らくそれが点検なのかなというふうに自分理解しているんですけど、そこは私の間違い。

全部じゃないと思うんですが、基本のところをね。もう1者しかいないんやから、そこに頼らざるを得ない。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 基本的に壊れたりしたら管理業者さんが一番に確認を、常駐がおるんで、一番に確認して、役場のほうに、ここ壊れているんで見てくださいというときに、役場も確認行ったときに業者さんと呼ぶというのが基本的な流れになっております。

管理業者よりも先に業者さんが来て写真を撮っているというのは、すみません、私ちょっと把握していないんですけど、基本的に管理業者さんが、在籍ちゅうか空けているとき、いない時間帯とかあったら、そのときに故障して担当が呼んで一緒に行っているとは思いますが、例え

ば、エス・ティさんだけで現場に行って、何か確認しているってということがあったっていうのは、そこはちょっと私把握していない、担当と業者さんで行っていることは可能性は十分あると思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一応、担当とエス・ティさんが一緒に行くんでしょう。その中で係長やから処理場と浄水場の両方の現場の管理なりは、行くことあるんやろう。浄水場に関しては課長なのかな。

その中で、浄水場の工事の下請をこのエス・ティさんがしたりとか、やっぱりしているやろう、見たことあるよね。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 私、水道の係になったのが今年の1年間だけだったんで、基本的には水道の現場に行ったのは昨年だけでありました。

水道の係は、大下が係長、補佐をしていましたので、その前は野中がしていたんで、あと課長等がおったんで、浄水場のその修繕のときに立会したときに、私が行った修繕の中ではエス・ティさんがおったことは一度も確認はしておりません。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そしたら、一個一個聞くとちょっと面倒くさいんで、ポンプ、新明和なりいろいろポンプメーカー、荏原とかあると思うんですが、その中でポンプの保証とかいうのはつけてもらっている。それとも、故障したらまたお金を払えばいいから、その保証はないのか、そこあるかないかね。

それと、北部のサッシが多分壊れているんよ。だから、先ほど言ったように、処理場の施設に関しては、専門業者がいても、エス・ティさんですよちゅう、もう、ここにずっとエス・ティさんがおると思うよね。

だから、ドアを、サッシを壊れても、例えば、ガラス屋さんとかサッシ屋さんが、築上町防音工事が結構業者いると思うんでね。その中で、防音工事のメーカーが浮かんでも、この処理場に関してはエス・ティさんに頼まなきゃいけないというふうに思ったから、このサッシもエス・ティさんになっているのかね。

椎田北部の分に関して、大雨が入るとか入らないとかは別にね、多少入ってもそんなに問題ないやろうし、どおっと入るようなことは多分なかったと思うんですよ。だからそのサッシの件とポンプメーカーの保証が確認しているかしていないか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） まず、ポンプの保証についてなんですけど、納入してもら

ときに、保証書は基本的に1年間と思うんですけど、保証書という形で現場に納めてもらっている、メーカーの保証です。

実績としては、1年で壊れたとか、同じポンプが壊れた、明らかに不整合なものとか、そういう実績はありません。故障、詰まりとかはある可能性はあるんですけど、ポンプ自体が悪かったということは、ちょっと過去の経験上は1年以内に壊れたという記憶はございません。

あと、さっきサッシの話なんですけど、結果として、こうやって上がっているんであれなんですけど、私の考えでは、椎田北部だからエス・ティさんに頼むって、先ほどちょっと言ったところのニュアンスなんですけど、椎田北部の施設に関して、御指摘いただいているんですけど、過去の実績、言ったら過去の実績と修繕のあれがあるというところで任せられるというところでとっているっていうのがあるんで、椎田北部だから頼んでいるとか、さっきのサッシの話、サッシも椎田北部だからエス・ティさんに頼んだというのじゃなくて、担当のときの判断で上がってきたものに対して、私が駄目よとは言っていないんで、行くと言ったときに、確かに言われているほかの業者さんもあるというのは分かりますので、そのときの判断がちょっと確認すべきだったと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員、吉元議員の質問まだ終わっていないんで。（発言する者あり）項目ごとにまずいかんと。今2番の関連ならあれやけど。（発言する者あり）

なら田原委員は終わったほうがいいってことね。田原委員すみません。ならそのままう最後の質問も言ってください。

なら吉元議員、言ってください。時間がもうちょっと、12時なるんで。（発言する者あり）吉元議員、マイク。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。令和5年6月6日、北部浄化センターのホイストクレーンの修繕。これワイヤーねじれかなんかの外れたかなんかのやつの修理だとは思いますが、翌年にホイストクレーン修繕、多分これ簡易的にやっていたのでやりかえたというような理由書の内容になっていましたが、取りあえず、これ1年どうにかこうにか、ごまかしごまかしやっていた結果が、最終的に修理、大きな修理、30万円弱ぐらいの修理になったのかなどは認識できたのですが、この期間、空いた期間と、この以前にもこういうことがあったのかなかったのか、安全性にはこの1年間問題なかったのかという確認です。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） このホイストクレーンの、まず令和5年度にあった修繕なんですけど、これ単純にワイヤーが上の外れていて、作業としてはかけるために高所作業車を利用して、上でかけてもらったという修繕になっております。

令和6年度にやったのは、そのワイヤー自体が、ちょっとねじれとか劣化していたというところ

ろがありまして、こちらの使用の判断は、管理業者がこの場合は使ったら危ないんでということ  
で使用を控えていたというところで、町として緊急でワイヤーの交換を含めて、フックの点検と  
か、そういう動作の確認とかを依頼したところでございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。使用を控えていた期間というのは上がっています  
か。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 使用を控えていた期間は、ちょっと分かりません。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 次に行きます。

令和5年から急遽、やっぱり劣化のためなのでしょう。令和5年5月26日、ページ数で  
52番、税込み7万9,000円、椎田浄化センター、ハンマーキャスター交換、令和6年4月  
12日、椎田浄化センター、ハンマーキャスター交換、税込み8万3,000円、令和6年6月  
13日、ハンマーキャスター交換、築城浄化センター、8万300円、また、令和7年2月3日、  
椎田浄化センター、ハンマーキャスター交換、8万3,000円、椎田浄化センターと築城浄化  
センターにハンマーキャスターが必要な台というか、そういうの何台ぐらいあって、今後どのぐ  
らい換える予定なんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） ハンマーキャスターの使用というか、どこに利用しているか  
というのなんですけど、下水を処理して最終的に汚泥ときれいな水、分ける終沈という池があり  
ます。その池の中で、汚い汚泥が下にたまって、きれいな水、上にたまってきて、そのきれい  
な水を今度処理というか排出するために、その前に上でごみを取っております。ごみを取るた  
めに真ん中にモーターがついておりまして、そこからアームでこうなって、これぐるっと回ってご  
みを取るような形にしていたんですけど、ここに先端にキャスターがついております。

そのキャスターの交換になるんですが、今回、椎田浄化センターで3件、築城で1件しており  
まして、今後、どれぐらい、椎田が今2台ついています、キャスターが2台、2台がもうずっと  
回って、24時間回っている。築城は1台がずっと回っております。

この交換、こちらの交換を、管理業者から壊れたというところで報告を受けて交換になってい  
るんですが、キャスターを交換する際は、手でネジ外してできないんで、ユニークでつり上げて  
もらって、ちょっと隙間を作って交換するという作業です。（発言する者あり）一応、すみませ  
ん、詳しい仕様が、もう現地で確認したんですが、椎田のほうは、ハンマーキャスターの  
540のSOS-NRB75。これが、車輪が75ミリで、車幅が40ミリのものになります。

築城の分が、キャスターが320のSR—UB100。こちら車輪が100で車幅が32ミリのものになっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） あと2点で終わります。すみません。

キャンビーが令和6年の3月12日、宗さんの資料で言うと、一番下の自家発電機エンジン点検と、6年度の令和7年3月7日、自家発電機オイル交換、両方とも税込み9万9,000円、築城浄化センターの自家発電機の点検とオイル交換になっていますが、結構な金額なので、何台したのか教えてください。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 台数については1台です。これ安川電機製作の低圧搭載型ディーゼルエンジンで、結構、物としては、オイルの量は、すみません、ディーゼルオイル20リットルを1缶、あと物としてはオイルエレメント1つ、燃料エレメント1個と凍結剤を入れてもらって（発言する者あり）、それぞれの金額ですかね。合算で……（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） いや、それ工賃入れてよ。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 手間代入っています、交換と点検。一応、こちらが令和7年3月7日にした分が、工賃が6万円になっております、交換と合わせて。材料をのけて6万円。（発言する者あり）そうです、経費入っていないんで6万円です。（発言する者あり）そうです、3万円です。

○委員長（武道 修司君） 材料の中にオイルも入っているちゅうことよね。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 材料の中オイル入っています。

今回、令和5年度に上げている分と令和6年度に上げている、この2件なんですけど、内容は全く同じものとなります。

件名が違うのが、点検と交換業務していて、令和5年度、点検ということで手数料で支払いしていたんですが、内容として、令和6年度出すとき交換とかしているんで修繕費として支出しているんで、内容としては同じものとなります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） では、令和4年にはないんですけど、これ令和4年に購入したものですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） もの自体は、平成18年、7年、共有開始して、つくるときにつくったものであります。

毎年点検という形をしていますので、（発言する者あり）すみません、ちょっと確認が取れていません。

○委員長（武道 修司君） ほか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、令和6年の11番、11月12日、12番、11月15日、13番、11月15日、場所は全て椎田北部浄化センター、1系返送汚泥管保守が12日、2系、すみません、漢字がちょっと分からないので、装置の点検、2系と1系の、それぞれが9万9,000円、9万9,000円、9万9,000円、これ分割発注とみなされない理由をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） まず、番号で言えば11番の分、返送汚泥管の保守なんですけど、こちらの施設が、北部浄化センターの地下にある汚泥返送ポンプの横についている配管の修繕で、こちらの振動がちょっと激しくて、配管から漏れが、継ぎ手のところから漏れが発生して、その修繕、溶接等の修繕をしてもらっています。

その次の12番と13番なんですけど、こちらが第2系の曝気攪拌装置の点検ということで、まず、この最初に言った汚泥配管と、この曝気装置の点検は、業務が全く別なんで分割発注ということではございません。

この点検についてなんですけど、この処理場で曝気装置というものが4つあります。1系列、2系列に分けて、1系列に2台、2系列に2台あります。この点検をするに当たって、曝気装置が4台とも止まったという、故障したという警報が出て稼働しなくなったことがありました。それに併せて緊急で点検を、どうしても早急に修繕しないとイケなかったんですけど、ちょっと理由が電気系なのか、またかみ込み、曝気装置のプロペラがぐるぐる回るような形になるんで、そこに異物がかんでいたとかによって、ちょっとどういう形で修繕をするのか、こちらもそうです、どういう形で修繕すればいいのか分からないので点検。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） それこそ緊急で併せてすればよくないですか。今まで乱発してるんやけん。何でそこだけ分けたのか、説明してください。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 御指摘いただいたところなんですけど、1系列、2系列別々で、クレーンを使って引き上げて点検する必要があるんで、同日でできるできないの、正直関係ないですね。（発言する者あり）分かります。関係ありません。そうですね、苦しい。（「ちゃんとしゃべって、説明してもらえばいいんじゃないけど、ちゃんこれ残っているんで、係長の（ ）」と呼ぶ者あり）

すみません、言い訳とかじゃなくて、事務に不手際があったと認めざるを得ないと思います。

○委員長（武道 修司君） 分割発注になる可能性は高いということじゃね。

吉元委員終わった。

○委員（13番 吉元 健人君） 以上です。

○委員長（武道 修司君） ちょっと、お昼になった、山下係長まだあります。（「ある。あるけど、私あと2点だから、簡潔にぱっと聞くこともできるけど、ほかの方もあるんなら」と呼ぶ者あり）課長がおるので、取りあえずちょっと2点。

すみません、山下係長、お昼になったんですけど、2点だけちょっと教えてください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 緊急性で1者随意契約で発注されているものがほとんどなんですよ。それで緊急ということについて一般論を聞かせてください。

私は、あんまり知識ないんですけど、先ほどほら、ほとんどの装置が2系統とか、1系統の中に攪拌装置とかポンプとか2つついているでしょ。何で二重に2つついているかというのと、1つが故障しても緊急にならないように、こういう施設は全部つくられていると思うんですけど、そうじゃなければ、日本中下水処理場は、故障がするたびに全部緊急ということになってしまうんですが、そういう設計じゃないんですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 予備のためにも含めて、2台ついていたり3台ついていたりしているというところではあります。

緊急の一般論、随契の理由があると災害時とか、そういうときとか緊急の随契の理由となるというところで、すみません、私の考えになります。

私の考えで下水道の処理施設、緊急で上げている理由としては、例えば、災害のように地震とか起きて、本当に配管が詰まってとか折れてとか、そういう場合は皆さんに配水できない、水を流せなくなるという御迷惑をおかけすることになるんですけど、例えば、機械が止まっても、処理場が使えなくなっても、災害と同じように皆さんに迷惑をかけるという観点から、緊急という理由を使っていたというところはございます。

確かに2台あって、1台止まっても、また、これがという話なんですけど、例えば、ポンプとか、全ての機械なんですけど、同じ時期に設置したもので、経年劣化で故障したら、その横の施設も同じように故障する可能性が高い。なおかつ、簡単に修理するものとかが入ればいいとは思いますが、二、三か月、ものが入るまで時間がかかる、そういう場合もありますので、こちらが止まっている間に、こちらもすぐ壊れる可能性があると考えたら、こちらはすぐに予備とか2台とか運転できるところでも、早く直していたほうが、全部が止まることはないという形で考えて、緊急という理由を使わせていただいていたところでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 短くやると言っていたんですけど、ちょっと説明が納得いかないので、ちょっとだけ言わせて。

書類には、緊急という言葉はほとんどないの。早急としか書いてなくて、早急なのに緊急の情報を使っていて、だから書類を書いた人も、さすがにこれは緊急はまずいだらうという良心のようなものがあつたと私は感じているんですが。

今の話聞くと、うちの上下水道課の場合は、厳しい言い方をしますけど、技術の分かる人間が誰もいないから、適切な維持管理は一切できていなくて、ほとんど放置状態だったから、そういう事態になっているように思えて、適切な維持管理ができていれば、経年劣化で同時に壊れるようなのは、それこそ予想して早めに直せばいいことで、こんな全て緊急になるような施設が設計されて、築上町に設置されているとすれば、そもそも最初の設計業者は何をやっているんだという話になるから、課長の話だと、日本中全て下水処理場は常に緊急で修理しているということになりますか、そういうことですか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 今の現状、そういうふうにつえられたという、事務処理してきたことは確かなんですけど、緊急じゃないように、言われているとおりに劣化するのが分かっているんで、それに向けて交換していくというのは、していく必要があると思います。

下水道事業を始めて、今20年、30年たってきたところで、施設の老朽化というのが始まっているので、町単独で経営状況も厳しいので、町単独で、経営状況も厳しいんで、町単独でそういう修繕を計画的にやっていくというのは、ちょっと厳しいところがございます。

一応、こういうふうに変えていったほうがいいのか、そういう計画は以前考えたことはあったんですけど、今後、今、補助金の関係が、そういうストックマネジメントをつくって、補助金に乗せて計画的にやっていけるという国の制度とか、そういうのも整ってきたので、町としてもそれを活用して、今後は緊急じゃなくて、もう経年劣化が分かっているものは事前に交換していくという対応を補助金を使いながら、今後、下水道の管の整備とかも終わってきたので、そちらにちょっと注視ちゅうか、力を注ぎながらやっていこうとは考えております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） どうもありがとうございます。今日は事実の確認だけと思ったので、詳しい説明までしてもらってありがとうございます。

もう一つ、物品の管理がどうなっているかということ、係長が分かる範囲で教えてください。

うちの財務規則や、いろんな規則を見ると、ポンプ等のこういう、1台、場合によっては何十万円、物によっては100万円以上ですか。こういう高額なやつは、物品扱いになると思うんで

すよね、財務規則上は。

ですから、本来であれば台帳をつくってきちんと管理して、何台あってこういう状態で。うちの規則を見る限りは、例えば、たとえ故障したとしても、町の財産であることには変わらないから。いよいよ処分するときは、管理者かな町長かな、きちんと決裁を受けて、原則、売り渡してみたいな形で処分するけど、どうしても売れないような、やむを得ないときだけは廃棄処分というふうな規則になっていると思うんですけど、そういう交換した予備品のポンプとかいうのは台帳できちんと管理されていて、なおかつ廃棄処分になった、もう使えないと判断された、もう修理しないと判断されたポンプなんかは、どのように管理処分されているんですか。今どき、こういうやつは相当高額なスクラップで売れると思うんですけど、その辺の管理はどのようになっていますか。

○委員長（武道 修司君） 山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） まず、事務的な処理の財産的な管理についてなんですけど、公営企業会計になっているので、財産の管理、施設にあるものは財産として管理をしております。

基本的に、財産として管理しているので、例えば、ポンプ交換したら、その財産を減耗を掛けて、新しくその分追加で財産を積み上げるというのが基本的な流れであると考えております。

現状、今の施設台帳、施設の細かい台帳の整備は、今回、椎田の北部浄化センター、今ちょっと業務出しているんですけど、施設のこういうものが設置されている、財産こうなりますよという、その細かいところをある程度つくってもらっているんですけど、全ての処理場において財産台帳というものが、施設台帳というのがないので、それを今後整備して行って、先ほど言ったとおりストックマネジメントで補助事業に向けてするためには、そこがまた必要になってくるので、今後、財産の管理した中で、今までの修繕履歴が残っていますので、その修繕履歴を基に、今度その財産台帳したときに、きちんと財産の減耗と積み上げとか、そういう形を積み上げて行って整理することにしていこうと思っております。（発言する者あり）（「不規則発言だけど、廃棄したポンプが行方不明で、どう処分されたか分からないんですよ」「じゃ質疑開始教えてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 開始は1時から。（「行先不明なんです。管理されてなくて、分からない。財産がいつの間になくなっている」と呼ぶ者あり）山下係長。

○上下水道課係長（山下 秀一君） 基本的に交換した部品については、故障して使えないという判断の下、交換しているので、処分をかえてもらった業者にしてもらっているところなので、スクラップの話とかになったら、すみません、ちょっとその管理はしておりません。

○委員長（武道 修司君） すみませんね。もうちょっと時間が12時過ぎて、お昼時間短くなりました。すみません。

一応、午後から、また、課長に来ていただきますので、ある程度、そういうのは今係長から聞きましたけど、管理関係のそういうのは、課長のほうじゃないと答えがなかなか難しいところもありますので、そちらのほうで質問していただければと思います。

それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時からといたします。山下係長、どうもありがとうございました。お世話になりました。

午後0時16分休憩

午後1時00分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中は、上下水道課の山下係長にいろいろと御質問をさせていただきましたが、午後からは、上下水道課の福田課長に説明員として出席をお願いしていますので、委員の皆さんも今日、説明員ということで御質問をしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、午後からの質問を開始したいと思います。午前中の流れもありますので、まず、田原委員のほうから質問をお願いいたします。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 昼から課長に説明をちょっとお聞きしたいんですが、福田課長はもう上下水に入って何年くらいになりますか、先にちょっと。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。（「座ったままでいいですか」と呼ぶ者あり）ずっと座ったままでいいです。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。役場に入所いたしまして、平成4年から役場に勤めておりますが、最初は上下水道課ということで、京築水道企業団のほうに、平成4年からずっと平成10年まで、そちらのほうに出向しておりました。その後、平成10年4月1日から椎田町のほうに帰ってきまして、それから上下水道課ということで合併まで勤務しております。合併してから築上町となって、平成18年1月10日から下水道課に勤務するようになりました。それから平成24年4月1日から上水道課に異動になりまして、それであと平成31年に上下水道課になりましたので、そこからずっと課長をしています。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 本庁に入所してから上下水の専門職ということだと思います。

その中で、昔から1者で業者選定されて、午前に山下係長にも聞いたんですが、この処理場の分に関しては1者の業者さん、エス・ティ・産業さんに任せているということを山下係長は言っていました。それには間違いはないですね。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。係長が言われたとおり、下水の処理場に関しては間違いないと思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 間違いないというふうに課長はおっしゃられたので、その中で何か私が気づいた点を質問したいんですが、処理場の分に関しては、例えば今回目立つのがポンプ修繕、点検とか、施設の配管のやり換えとか、それにあとフロートとか、そういう専門のものが、例えば浄水場に関しても同じような名前の修理箇所があるんですが、その中で年数に関しても全然違うのに1か所、例えば椎田北部のフロートが崩れたら、石町の浄水場のフロートが崩れたりとか、ということが結構目立つんです。ポンプが崩れたら、ほかの施設に行ってみて、また同じものを換えたりとか、その点で、山下課長は10年と言っていますが、福田課長はずっと何らかの関係で処理場に平成14年かするくらいに多分農排があって、西高塚の処理場に関しては30年くらいの処理場ができてからなると思うんですが、その中で、西高塚の処理場が故障するに関してはしょうがないと思うんですが、ただ、ほかのところの分が、故障する年度が例えば10年くらいのものに関しても同じような部品の経年劣化とか言われればしょうがないんですが、こういう箇所について気づかなかったんですか。例えば、何でこの工事名がずっとほかの施設に関しても、修理が上がってくるのかなというのは気がつかないですか。それをちょっと聞きたいんですけど。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。その件に関しまして、気づかなかったというか、私も主に上水道のほうの管理に行っていましたので、下水道に関しては係のほうに任せていたのが実情でございます。

よく壊れるというか、フロート関係にしても、たくさん施設施設で、ここが満水になったときにスイッチが入るとかいう形でフロートがついていますから、そういったのは、経年劣化では浄水場にしても、フロートが上がったらポンプが入らなかったよとかいうこともしばしばやっばりあります。でも、換えたところに関しては、また結構長い間もつので、全部換えてしまえば、また頻度によってそういったところが悪くなっていくというような現象があるとは思いますが。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 全部が課長の立場やから、係の者がしていたから正直全部が全部分からないというふうに自分今聞き取れたんですが、その中で、係の方というたら本当に若い職員じゃないのかなとは思いますが、その方に悪気がなく、ここが崩れたよとかいうような感じで、係の職員は多分対応していたと思うんです。だから、この施設の処理場の分に関して、エス・ティ・産業さん、先ほど山下係長が、福田課長も処理場の分に関してはエス・ティ・産業さ

ん1者に任せていますよということを認めたのでね。

その中で、いろいろな午前中の質問もあった中で、再度課長にちょっとお伺いしたいんです。例えばポンプを換えたときに、ポンプ自体は取り外しができるので、それも一応町民の財産なんですね。自衛隊とかに関しては、木1本にしても管理番号を打って管理しています。その中で、上下水だけじゃなく産業課とかに関してもポンプがあるんです。ポンプもピンからキリまであって、定価で言えば100万円、150万円とかするものが、実際30万円とかぐらいで入るおそれもあると思うんです。

その中で、このポンプの、課長が知っている範囲でよろしいんですが、ポンプを修理すればまた使えるんですよ、ポンプ、分かります。その中で、町民の財産でこれをスクラップで処分したのか、それとも換えたときに、そのまま引き取ってもらったのか、課長はどういう判断していますか。このポンプに関してスクラップで処分したのか、業者にそのまま引き取ってもらったのか。それをちょっと聞きたいです。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。スクラップにしたのか、それとも業者が持ち帰って処分してもらったのかということだと思っておりますが、その分に関しまして、私もどこまでやれというのが、ちょっと今の時点では把握はできておりません。

今、近々にやったものであれば、高塚の浄水場のポンプがあったんですけど、その分に関しましては、入札をして、業者さんに頼んでしてもらっているんですけど、処分費は見ませんでした、その分に関しては。その分は浄水場に仮置きしておいて、後日清掃センターに運んでもらって、スクラップとして処分してもらったことはあります。ほかの部分はちょっと……。 (発言する者あり) それは調べればまた分かると思います。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一応、課長の今の答弁としては、上下水道のポンプの財産が清掃センターに計量器に乗って、計量伝票があって、その日の活動日時でいいですか、そういうのにも多分恐らく記録はされていると思います。その日にちがあれば、日にちが分かるものと計量伝票と重量ですね。そういうのを一応出してください。 (発言する者あり) それもあるんでしょうから、それぐらいで、それはもう出してください。

それと、いつぐらいから、エス・ティ・産業さんに頼るようになったのかを、課長な記憶の中で構わないんですが、エス・ティ・産業さんは平成27年の6月17日に会社が設立されていると思います。そして清掃センターのフィールド企画、前任の会社から推薦状をもらって、エス・ティさんが28年の4月1日から清掃センターの業務管理に入るわけですが、それ以降のいつぐらいから上下水道の施設に携わったというか、課長の記憶の範囲で構わないんですが、資料的に

は私たち令和4年、5年、6年の資料を吉元議員が取ってくれた開示請求をもとに、いろいろな処理を進めているんですが、今後28年度からの資料を取って調査していこうと思うんですが、課長の分かる範囲で結構ですが、いつぐらいから多いのかをお願いします。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。私も平成29年の4月1日から上下水ということで任されましたので、29年からは多分前の流れから言って、エス・ティさんを使っていたのではないかと思います。（「29年から」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。29年から上水道課と下水道課が一緒になって上下水道課になりましたので、その前までは上水道課、下水道課と分かれておりました。だから下水道課の時点では、私はまだ上水道課だったので、下水の仕事には携わっていませんでしたので、その間はちょっと分かりませんが、29年からの分に関しましては、私が上下水道課に来ましたので、下水のほうもその頃からはエス・ティさんを使っていたような状況にあります。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 平成29年の12月に一般質問したよね、その中で、清掃センターに関しては一般質問したんですが、上下水に関係していたというのは今回、いろいろな開示請求をもとに、初めちょっと余談になるんですが、産業課の液肥業務の件を調べておって、その中で、途中で学校教育課に気づいたのかな、グラウンドで出てくるところを見たよちゅう話の中で、それで一個一個確認していったら、まさか上下水も同じ配管なんで、あるかねという感じでちょっと調査して行って、一番最後に清掃センターに戻ったんですよ。そうしたら、莫大な随意契約の3年間で700件ぐらい、9万9,000円から以下のものがね。いろいろ関係していったら、ほかのところの町外の施設も仕事の関係で関係しているちゅうか。その町外のほうに気づいたのも、いろいろ入札の履歴とかいうふうなことを見ていたら、正直おかしいから、ほかのところもちょっと調査してみようかなとは今後思っているんですが、だから、まさか29年から仕事をやっていたというのは正直分からなかった。だから、29年といえば、このエス・ティの実質オーナーの方が定年された後の関係だと思うんですね。

基本的に課長にも忠告しておきますが、課長も数年後には多分定年を迎えると思います。その中で、上下水道課に関して知り得た情報を流用してはならないということは十分理解しとってもらわないと、またこういうふうなことがずっと続くのでね。その辺はちょっと注意というか通告、気をつけるようにお願いします。

私はもうこれでいいです。

○委員長（武道 修司君） なら、私のほうから課長のほうに何点かお聞きしたいと思います。

まず最初に、今回、随意契約ということで、10万円以下もちろんあるし、入札以外で1者  
の見積りでするときも随意契約というような形になっているんですけど。この随意契約をするに  
当たって、築上町の財務規則とか、課長の権限である決済規定とか、そこら辺の内容については、  
しっかり把握をした上で事務処理というか、業務はされているかをお聞きしたいというふうに思  
います。福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。随意契約に関しましては、築上町の財  
務規則及び地公法によって契約等進めております。

この件に関しましては、上下水の10万円以上の契約に関しましては、企画財政課の財政係を  
通して入札にするのかとか、随契にするのかとか、そういったものを上げたときにはチェックは  
してもらっております。

以上になります。

○委員長（武道 修司君） 財務規則の中に基本的に2者以上の見積りを取るというのがありま  
すよね。基本的に1者しかできない場合の中で、今日午前中の質問で、築上町財務規則の79条の  
第1項に（1）に該当するということですとずっとやってきたという部分と、緊急性の場合は（4）  
というふうな形になると思うんですけど。まずその部分で、緊急性の部分で緊急じゃない早急と  
いうのはあった。早く言うと予備のポンプを買うのに緊急はないですよ。この前一般質問であ  
ったように、業者が1つしかないというふうに思っていた。今日実際はそういうふうな感覚だっ  
たということで、実際はほかにも業者はたくさんあるみたいですけど、そこら辺の認識は、課長、  
この前の一般質問の流れもありますので、どのような考えを持たれているのかお聞きしたいとい  
うふうに思います。福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。一応、委員長が言われるように、認識  
がなかったのかということで、一般質問まではそういう形で、買えるところは限定しているとい  
うふうに思っておりましたが、買おうと思えば、町でも買うことはできるということで、認識と  
いうか、調べたらそういうふうになりましたので、今後はどこでもと言ったら悪いんですけど、  
そういう商社を通して業者さんは買っていくから、買うことはどこでもと言ったら悪いけど、付  
き合いがあるところは買えるということで認識しました。

○委員長（武道 修司君） 基本的に随意契約、1者見積りという中で、まず緊急性の部分がある  
かないか。今日は午前中の質問でもありましたけど、緊急性というのは、一つは台風とか、そう  
いうような自然災害の問題。もう一つは下水道に関しては、故障して処理ができないとなると、  
そういうような自然災害と同じような状況に陥るという観点から、緊急性ということで対応して  
いる。

ほかに業者がないとか、性質的に相手方が特定されるという認識もあって、そういうのが対応されていたということで、まずここはしっかりと指摘をさせてもらっておかないといけないというのが、まず今日の午前中の質問でありましたので、多分その認識を同じように、課長も同じ認識を持たれているのではないかなと思いますので。これは百条委員会としてまとめて、最終的なところでのまとめにはさせていただきたいなというふうに思っています。

それと、今日午前中の質問の中で、細かいところで質問を吉元議員のほうからしていただいた中で、分割発注がどうもあるようだというふうにありました。質問の中、答えの中でも、山下係長もそのようなのはとかいう形でかなり苦しい答弁をされていたんですけどね。今、資料を今日持ってこられていますかね。そのページ数でいくと、吉元議員どれやったかね。令和6年やったね。（発言する者あり）11、12、13（発言する者あり）福田課長、分かります、今の。令和6年の12、13。令和6年11月の15日。両方とも11月15日で両方とも9万9,000円で、第二曝気攪拌装置点検で第一、第二かで同じものである。それは、2つの系統に分けているからということで、分割発注をしたみたいですけども、こういう点検の場合、同じところと同じような系列が違おうとしても、それを基本的に分割発注するというのは地方自治法か。ちょっとその分割発注は悪いというふうに多分なっていたと思うんですけど、これに該当するのではないかなというふうな感じがするんですけど、課長はこれを分割発注という認識はなかったんですか。

○上下水道課長（福田 記久君） 私のほうに上がってくるのが、これは起案があったかどうかちょっと覚えていないんですけど、その分と、あとはもう支払伝票、この部分で判断したので、見る限り第一系、第二系とあるから、別かなとちょっとそのときは思ったと思います。

○委員長（武道 修司君） 今はこれを見てどう思いますか。

○上下水道課長（福田 記久君） それで、この質問が来たときに係長が調べてくれて、多分その二系が最初に壊れたというか、壊れたので点検をしてもらっていたら、横にあった一系についてもやはりすぐ壊れるおそれがあるので、一緒にそのときしたということで聞きました。今日ですね。認識的にはそのときはなかったんですけど、やっぱりこう言われたら、そういうことだったのかという認識になりました。申し訳ございません。

○委員長（武道 修司君） この件については分割発注の可能性がかなり強いというふうに、課長も認識を持ったということでよろしいですか。

○上下水道課長（福田 記久君） はい。

○委員長（武道 修司君） それともう一つ、ポンプの交換で、この前部品というかポンプの型式とかそういうのを出していただいて、その中の一台が予備で購入されたということで、予備ということであれば、そこに新しいポンプが予備でそこに置かれているという在庫であるということ認識でいいんですか。福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。委員長がおっしゃられるように、そのような状態で現在も処理場に置いております。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。私のほうからは今の質問で最後になりますので、ほかの委員さんのほうから質問があれば。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 先ほど山下係長のときに聞いて、すみません、答えをもらわないままだったんで、そのカッターポンプはまだ使わずにずっとストックで置いている状況ですよ。オーケーです。

○委員長（武道 修司君） ほかに何か御質問は。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 課長に、もう状況確認だけなんで、令和4年度全部で26件、令和5年度15件、令和6年度18件の随意契約が大小あります。上下水の下水だけです。僕は資料を先に請求していたので、上水のほうも含めてちょっと聞きたかったの。

数じゃないだろうという人もいたので、金額も言います。

令和4年度、合計金額が683万円、下水道。上水が140万円、合計720万円。令和5年度、下水道が566万円、下は切っています。上水道は万単位もほとんど切っています。70万円。合計が640万円、年間。令和6年度、下水道が868万円、上水道が158万円、合計1,020万円。普通に考えて、この3年間の上下水道のエス・ティさんに対する随意契約の金額は、件数は多いだけなのか、金額も多いと思うのか、個人的な見解でも構わないので、述べてください。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。吉元議員さんが言われるように、下水に関しては、私も見たときに、やはり金額的には多いなというふうに思います。上水道に関しては、ほぼほぼほかの部分の修理とかそういったのが多いので、上水に関しては、認識的にはあまりないような感じです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。そうなんです。何でかという、上水道はすごい振り分けています。いろんな業者に。ただ、先ほどから言われているように、下水道は1者だけでしているんで、こっだけ膨れ上がっている。状況はもう前もって分かっていたと思うんですよ。だから、今後どうしていくかというの、もちろん百条委員会でも話さなきゃいけないし、執行部側も今後やっていかなきゃいけないことだと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） この表を見る限り、随意契約で1者見積り、1者入札でやってい

るということに関して、不思議と思わなかったのかなというのが1点。

ずっとこれが、何年も、令和3年もそうだろうし、先ほど平成29年ぐらいからずっとこういう形でやってきたんだろうということで、それはずっと課長の手元に決裁印を押すわけですよ。その時点で、先ほど吉元議員が言った上水道は分割発注している、下水道はちょっと偏っているということに関しては、やはりそこで課長の決裁印を押すときに多少なりとの疑問があったと思うんですね。ちょっと多いんじゃないか、ここどうなのというところはですね。その辺あたりはずっと決裁を押す立場上、どんな感じだったのか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。工藤議員さんに言われるように、結構やっぱり下水に関してはあるなという意識的なものはやっぱりありました。ただ、係員もそうですけど、早く修理をして正常な状態を保ちたいというのがあったので、私も早くしなければいけないということで決裁印を押しております。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） そうですね、本当に聞くと対応も早くて、いろいろ修理をしてもらっていたという話は聞きました。

そこで、先ほど委員会の中でも少し話題というか、なっているんですけど、この9万9,000円の根拠なんです。これが大体9万9,000円だけでも、この3年、4年、5年でも半分ぐらいあるわけです。ですから、項目が違うのに9万円という見積り根拠なんていうのも、結構な数回ってきていると思うんですが、この辺りの算出の根拠というのは、課長が係に聞いたりとか、根拠を示せという実態はありますか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。まあはっきり言いまして、私も根拠を示せとか、そういったことは言った覚えがないと思います。それで早く終わらせないといけないという認識上で決裁をしている状況であります。

○委員長（武道 修司君） ちょっといいですか。根拠の部分で9万9,000円で、表の紙だけじゃなくて、中に内訳とかそういうものも一緒について上がってきて決裁をしているということでもいいんですね、課長の決裁は。福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。この分に関しましては、写真とかそういったのも業者からも出てきているのもありますから、それで確認はできるんですけど、はっきりこれが幾ら、これが幾らとか細かい、そういったのまで私もちょっとチェックができていないような状況だったんで、申し訳ございません。

○委員長（武道 修司君） だから、その表紙の鏡の分だけで見るんじゃなくて、写真とか、その

中の内訳とか、そういうふうなのを一応見て決裁はしたということでもいいんですよ。

○上下水道課長（福田 記久君） はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。ありがとうございました。

工藤委員、すみません。ちょっと質問の途中で。

○委員（5番 工藤 久司君） それであるのであれば、やはり明らかにどうなのっていうのがやっぱりあったのではないかなと思うんです。その辺りはしっかりとやっぱり課長として、課長決裁するわけですから、しっかり管理をしなければいけなかった部分がずっと何年間も続けてきたっていうことは、そこはやはり少し厳しく指摘をさせてもらわなければいけないのかなと思います。

ほかの項目もそうなんです。9万9,000円は課長決裁ですけど、ほかの契約金額に関しても、やはり1者で随意契約しているということに関しては、やはりそこで課長がそれでいいのかと。せめて2者、3者というような形での契約も緊急以外があるわけですから、そこはきちっと残して置くべきだったのではないかなと思いますので、今後、この委員会でもそうですし、課長、上下水道だけではなくて、きちっとしたそういう裏づけがある随意契約なり契約というのを、課のほうでもしっかり検討してください。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 今ずっと聞いていて確認したいんですけど、結局今回の質問があるまでは、この9万9,000円がこれだけあったということに気がつかなかったということですよ。これだけ数が多いということに気がつかなかったということですね。

○委員長（武道 修司君） 一応議事録をとっているので答えてください。福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。池亀議員さんが言われるように、ほかの伝票もあるので、私もちょっとそのように認識不足でした。

○委員長（武道 修司君） ほかに。いいですか。（「特定のテーマではないですか」と呼ぶ者あり）特定のテーマじゃない。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私からは物品の管理について質問させていただきます。

先ほど係長に少しお尋ねしたんですけど、ポンプ等は高価なものですし、物品として丁寧に管理すべきものだと思うんですけど、先ほどの係長の回答では、特に備品台帳のようなものも作っていないということでしたけど、課長の認識もそういうことでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。財産台帳といいますか、資産の分の計上はしていますけど、個別に管理しているものは必要ないと認識しております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと今の説明は分からなかったんですけど、資産で計上しているけど個別では管理していないというのは、なんか総額、企業会計ですから貸借対照表が出るのかな。それに資産という金額は上がっているけれども、その資産の中身に一体何があるのかまでは分からないという意味でしょうか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。宗議員さん言われたとおり、当初に工事費で4条で資産計上しておりますが、減価償却とかそういったのもございますけど、ずっと修理で対応していたので、個別にこれが幾ら、これが幾らというような出し方は、ちょっと管理の仕方はしておりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ここに例規集から取り出した築上町水道事業会計規定というのがあるんですけど、ここに第2節、棚卸資産以外の物品ということで、67条から70条までの条項がありまして、例えばその中、68条は物品の管理ということで、物品を適正に管理しなければならないと書いてありまして、一番気になるのが70条に不要物品の処分ということで、物品が必要なくなった場合にどうするかということが書いてあるんですが、第70条、企業出納員は物品のうち不要となり、または使用に耐えなくなったものは、第62条の規定に準じて売却し、または廃棄しなければならないと書いてあるんです。

それで62条って書いてあるんですが、62条は棚卸資産の不要品の処分を定めた条項でございまして、拾い読みすると、62条は不要になったものは管理者の決裁をもらってから原則として売却。売り物にならないようなやむを得ない場合だけ廃棄と書いてあるので、財産ですから、故障したからといって即簡単に廃棄ではなくて、管理者の決裁ですから多分、町長決裁が必要。町長決裁があつて初めて処分できる。しかも原則は売却。廃棄処分に無価値で廃棄する場合でも、町長決裁の上で廃棄するというふうに一応規定ではなっているんですけど、この辺は遵守されていたんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。今言われたように、このように書いておりますので、どのように処分したかについては私も調べないと分からないので、申し訳ございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） いずれその辺詳しく経緯を聞きたいと思っているので、調査をお願いいたします。

私、これ意外と重要な問題だと思っていて、スクラップだから廃棄処分だから無価値というこ

とで、きちんと契約や手続がないまま誰かが持って帰っていたら厳しいことを言うと、町有財産の横領あるいは紛失ということになると思っているので、今どきモーターとか銅線が入っていて結構高く売れるのは私も知っているのですが、これは意外とお金にかかる重要な問題だと思っているので、調査よろしく願いいたします。

○委員長（武道 修司君） いいですか、福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。すみません。宗議員さんが言われたようにその分もございませうけど、中には田原議員から質問があったときに、高塚の浄水場のポンプに関しましては、（「焼却場に持っていく」と呼ぶ者あり）清掃センターに持って行って、スクラップとして処理はしてもらっているのですが、その分に関しましては、また金品等発生していると思います。

それとあとは、水道メーターもこのような状況で8年しか使用に耐えることができませんので、検満期間が過ぎた量水器については取り替えを行っております。持って帰った分に関しましては、清掃センターに持って行って、スクラップの鉄とか、そういった形で処分をしてもらって、水道会計にこの分売却できたので、会計としては水道のほうの会計に入れ込んでいるというか、収入として見ておる状況であります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ちょっといいですか、私のほうで。

今こう見ると、交換が大分あるんですね。宗議員から作っていただいた開示資料のまとめという格好で、福田課長の手元にもそれがあると思うんですけど、この中を一覧表見ると交換という部品が大分あるんだろうと思うんです。こういうふうな部品が、ちゃんと適正に処理されているかどうかということが、宗議員の質問だろうと思うので、今何個かだけはそういうのがありましたけど、これもどのような形で処理されたのかというのは、ある程度調べていただいたほうがいいのかというふうな感じはします。

私のほうからは以上です。私は今の意見なので、答える必要はありません。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。令和5年の13番、14番、コンポスのフロートスイッチの修繕が、2月8日、3月1日で8万2,500円の9万9,000円の1か月の間に、これ同じ箇所なんですけど、詳しい内容が資料で見れなかったんで、9万9,000円の内容を教えてください。

○委員長（武道 修司君） 令和5年の13、14ですね。

○委員（13番 吉元 健人君） 78ページ、79ページです。

同じところが1か月後に壊れたのか、違うものなのか、件名はそれしかない。（ ）値段も違うし。78、79ページです。続きである。両方とも同じ内容なんですよ。1か月あるのに同

じところを修繕したとなると、同じものなのがおかしい。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。吉元議員が言われたものに関しましては、複数フロートスイッチが下がっていたのを、それを2個換えたとか、3個換えたとかいうことを聞いたんですよ。なので、この分に関してはまた後日でも調べて、どうなっていたのかということ御報告させてもらいたいと思います。

○委員長（武道 修司君） ちょっと待ってね。局長、一応もう百条委員会なんで、そういうような資料は、今、福田課長のほうから出しますよと言っても、一応文書で請求をして正式に決裁をもらって、資料として出していただくという。今、資料請求来ますんで、もう準備はしてください、課長。はい、吉元議員。

○委員（13番 吉元 健人君） これも1か月以内の内容なんで、ひょっとしたらさっきの分割発注に関わってきたらまずいので、その辺の根拠も述べられるような理由書を添付してください。

○委員長（武道 修司君） ほかにいいですか。なければ。はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 具体的個別の内容ではなくて、上下水道会計のやり方、規則、一般的なことを教えてください。

先ほど、例規集にあった築上町水道事業会計規定というのを引用させてもらったんですけど、企業会計のところになぜか水道事業会計規定はあるけど、下水道事業会計規定はなかったんですよ。だから、何で下水道のほうはないのかなと思った。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。水道は規定となっておりますけど、下水は規則で定めています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、私がインターネットで見られる、役場のホームページから入る例規集には出てないだけで、規則で同じようなものが別にあるんですね。

○委員長（武道 修司君） 例規集にもあるんやない。福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。下水道の会計規則に関しましては、築上町下水道事業会計規則ということで見れます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは後で議会事務局で確認してみようと思ってるんですけどね。我々一般人がインターネットで役場のホームページから見れる例規集は規定までで、たしか規則は見られなかったと思うんですよ。だから、役場の中の例規集だったら見られるんじゃないかなと思って、私はたしか見ることができなかったの。いや、あるのが分かったので了解しまし

た。

○委員長（武道 修司君） ああ、下水道規則。

○副委員長（宗 裕君） それは役場の中で見られるんだったら、わざわざ課長のところまで行かなくても、議会事務局で見させてもらえば済む話ですよ。また後で事務局にお願いしてみます。

そしたら、もう一つその件なんですけど、これはあくまで今の水道会計規定と下水道会計規則は、上水道と下水道の会計のための特別な規則でしょうから、それに定められてないのは、まず地方自治法の規則によって、次に築上町財務規則によって、それに書いてないことや水道や下水道のほうの規定に書いてることはそっちを優先するみたいな、そういう考え方でおおむねいいんですかね。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。宗委員さんのおっしゃられるとおりでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。規則の読み方が分かったので勉強させていただきます。

そしたら、会計のやり方について少し具体的に聞きたいんです。企画財政課に私が個人的にヒアリングに行ったところ、築上町の財務会計システムはたしか日立さんだったと思いますけど、そのAD（WORLD財務会計）システムだったかな、そういうパッケージソフトを入れて統一的に管理してるというお話だったんですけど、上下水道だけは企業会計の特別会計なんで、そのシステムには入ってないみたいな話だったんで、上下水道課は別の会計システムを使ってると思うんですけど、どこのソフトメーカーのどういうシステムなのか、名前だけでも教えていただければと思います。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。上水道と下水道に関しましては、企業会計ということで行政のシステムを入れてます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、企業会計で独立ですから、ほぼ上下水道課の中で会計処理とかはしてるということでもいいんでしょうけど、最後のお金の支払いだけは会計課の石井さんの判こがあるみたいなんで、最後の支出命令書の段階では、一旦会計課のほうに回って、会計課のほうから振り込みなりしてもらってるようなやり方ってことでいいんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。宗委員さんおっしゃられるとおり、お金の出し入れに関しましては会計課にお願いしております。

下水道に関しましては、下水道事業会計規則の中で、支出収入に関しましては会計課長に委任するという事なので、そちらに委任させてもらってます。

上水道に関しましては、出納員ということで私がするような形にはなるんですけど、そういったことをやると、会計のほうのお金の出し入れまではちょっとスムーズにいかないということもありますので、それはお願いして会計課のほうで下水道と一緒にやってもらっている形になります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。結局、規則上のどの条項が適用されるかというの、確かに先ほど申し上げた築上町水道事業会計規定の中には、企業出納員というのがあるから、その規則のことをおっしゃったんでしょうけど、ルールは別として、とにかく最終的なお金の支払いは全て会計課のほうで行っているということですよ。

それに関連してお尋ねしたいんですけど、一般会計のほうの支出であれば、最終的には全ての手続が終わって支払う段階では、支出命令書が決裁されて、それに基づいて支払いが行われる。支出命令書には、会計課のほうで支出内容が適正かどうか判断するために契約書だとか検査調書だとか、一定の内容が分かる書類の写しがついていて、その内容を最終的に会計課のほうで確認して、最終的に支払うということではほぼ同様だろうと思うんですが、その最後の支出命令書と支出命令書に添付されている契約書の写しとか検査調書とかいうのも、写しも、その支出命令書と一緒に会計課のほうで保管されていると、会計課長から聞いたんですけど、上下水についても最終的な支出命令書及びその附属書類の保管方法は同じですか。

○委員長（武道 修司君） 福田課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。支払い伝票に関しましては、当課のほうでたしか保管していると思います。

○副委員長（宗 裕君） 戻ってくるんですね。

○上下水道課長（福田 記久君） はい。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） ほかにいいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） それでは、ここで一旦休憩といたします。

福田課長、業務中忙しいのに説明員で来ていただいて、ありがとうございました。また今後、資料請求でいろいろと資料を出していただいたりとか、後日このような形で説明という形で来ていただかないといけないことがあるかと思しますので、その節はまたよろしく願いをいたします。

それでは、ここで一旦休憩といたします。

再開は2時5分からといたします。お疲れさまでした。課長、ありがとうございました。

午後1時55分休憩

.....

午後2時05分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

皆さん、お疲れさまです。毎回毎回時間がすごくかかって大変な作業になると思いますが、よろしく願いいたします。

次に、その他の項です。その他で何かございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） 私のほうからちょっと提案です。今日何点かもう財務規則に違反をしているというか、財務規則がちゃんと守られていない、随意契約の1者見積りがあるということはもうはっきりと認識として、係長も課長もある程度認識を持たれたということははっきりしました。

それと、分割発注があったということも認識として、担当係長、課長もある程度あったということでの認識をされたのかなということで、まずこの2点については、もう違反があるということではっきりしたのかなと思っています。

それと、今日の金額の中で、ポンプの在庫、新品を保管しているというもの、それとVベルトの交換で9万9,000円で、工賃がかなり高いという問題、それと、自家発電のオイル交換で、この3つが現地に行かないと確認ができないので、ちょっと1回現地に行って、この確認だけはおきたいなというふうに思いますので、現地確認なので、そんなに日にちがどうだこうだということでもなく、調整はできるのではないかなと思いますので、来週、局長のほうとも相談して担当部署のほうに、現地確認をということで行けたらいいなというふうに思いますけど、皆さんどうでしょうか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 絶対したほうが良いと思うんですけども、ただ全員で行く必要があるのかなというところもあると思うので。

○委員長（武道 修司君） いや、もう行ける人だけでいいと思います。

○委員（13番 吉元 健人君） そうしてもらえると、できるだけ僕も行きますけど、よろしく

お願いします。

○委員長（武道 修司君） 行ける人だけで、で、写真を撮って、後日皆さんで見えていただいてもいいし。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 現地確認についてですが、私も大賛成ですが、私が作ったファイルのリストの全部の現地確認に多分行けもしないし、行く話ではないと思うんですよ。幾つかということでしょう。Vベルトと何だっけ。

○委員長（武道 修司君） 自家発電。それと新品のポンプを保管しているということだったんで。

○副委員長（宗 裕君） その3つですか。

○委員長（武道 修司君） とりあえず、その3つ。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、私のほうから希望があるんですけど、せっかく現地確認に行くんなら、吉元委員が情報開示でもらった書類以外に、その契約に関連する書類があるはずなんです。契約書があれば契約書。作業記録の写真があれば記録の写真書。それと、ほとんどのこういう契約は、最後に検査員がこれで間違いないという検査もしなきゃいけないはずなんで、本来は検査調書もあるはずで。

何が言いたいかというと、現地調査に行く契約だけでも、全ての契約関連の書類、記録を提出してもらって、それを見ながら、あるいは見ながら現地調査をしたほうがいいと思うんですけど、いかがでしょうか。3点ぐらいに絞るのであれば、そんなに何日もかからずに、コピーを出してもらうだけでしょから。

○委員長（武道 修司君） それだけの書類をまた見て、チェック。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ただ先ほどのやつ、見積りとかはあるとは思いますが、細かい内容の9万9,000円、何かないですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だから、逆に大して書類はないと思うんです。さっき言ったのはこれだけついてれば立派なもんやけど、どこまであるか知らないんですけど、もう何枚かしか、どうも今日の答弁だと少なくとも請求書はあるみたいだし、それ以外にも写真も物によってはついてるみたいなことを言ってたし。だから、まずは役場に、絶対にどんな書類があるのかっていうのを見てみたいんですね、その分だけでも。逆にこれだけしか書類がないんだっていうのも逆に問題になるかもしれませんし、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） まずはその3点だけの資料の請求、細かいところの詳細までもらえるのであれば、100条から出せないですかね。まずはやってみて。

○委員長（武道 修司君） 何と言ったかね。

○副委員長（宗 裕君） 現地調査に行く契約案件の全資料です。そんなにはないはずじゃないですから。

○委員長（武道 修司君） だから、今の3件の分の資料ってことでしょ。もらった上で行く。どっちでもいいわね。先に行って、出してもらってもやね。ただ出してもらう日にちがかかるやろうけ。

○副委員長（宗 裕君） 1枚か2枚しかなかったですね。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず、今さっきのVベルトの部分とオイル交換の部分とポンプの新品の部分の全資料のちゅう格好で、ちょっとお願いしようか。

それで、現地調査は現地調査、資料出すというほうが時間がかかるんで、決済してまた出して、またそれを決済もらってとかそうなるんで。だけ、向こうの対応もありますんで、どっちが先になるか分かりませんが、これとその資料ですね。はい。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 忘れてました。要求するための書類のやり取りだけでも結構日数がかかるというのを忘れておりました。それで、私からのお願いですけど、現地調査のときは、当然私たちだけが鍵をもらって勝手に入るといことはなくて、職員の方が立ち会ってくださることになるでしょうから、そのときに、今、多分課長が持っていたような関係資料も持ってきてくれと。その場で手渡してくれとかコピーをくれとは言いませんけど、ちょっとどうかと言うと、その場でこうなってますと見せてもらえば済むと思うんで、書類をその場で関係書類も持参をお願いしていたらいかがですかと。それを見て悪いということはないでしょう。二、三枚ならその場で見ておしまいだと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） 局長、それを言ってみて。どっちにしてもその資料請求でさっきのほうが。資料請求だけ聞いてもらおう。ならそんな形でちょっと調整をさせてもらって、ちょっと動きたいと思います。

それと、これはもう現地調査なんですけどね。次回の会議はいつでしょうか。（「内容は」と呼ぶ者あり）内容はですね、まずは今日5時までに全体の数字の部分が出てきますんで、その全体の数字のチェックをちょっとお互いにというか、出てきたらすぐに皆さんにお配りして、その内容についての議論をしないといけないかなというふうに思っているのがまず1点です。

それともう1点は、今日、日にちもあれですけど、次、どの部署をどうするかというので、次は説明員はまだ要らないとかできないと思うんですけど、次回、宗委員には大変申し訳ないですけど、上下水道課のようなこんな目次のついた資料を作っていたら大変助かるなということで、できれば、都市政策課とかどうかなというふうに思ってますけど、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 誰かがまとめなきゃいけないと思っているので、本当は誰かにまとめてって言いたいんですけど、もう乗りかかった船なんで、私もやり始めて結構大変で、もう吉元

委員が開示請求した全部を、ああやってまとめるのは諦めました。

だから、やっぱり今回みたいにポイントを絞って、でも、やっぱり一覧表にして詳しく聞かないと思っているので、今思っているのは、やっぱりポンプ絡みで液肥センターは同じような工事がいっぱい出てるんで、やっぱり産業課の、まとめかけてるんですけど、液肥センターは外せないなと思っています。

それと、エス・ティ・産業さんには申し上げないですけど、エス・ティ・産業さんはそもそも清掃センターの業務を委託したのが始まりですから、やっぱり清掃センターも詳しく見るのは外せないと思っています。

あとはもうやりだしたら切りがないんで、やりやすいというか、私も気になってて、皆さん関心があってて、やりやすいのは、町営住宅関係の都市政策課かなと。あとは4つぐらいと思ってて、私ももうそれ以上やれと言ってももう諦めとるんですよ。その4つに関しても、あとどれぐらいかかるかという感じで。

ですから、その中で、取りあえず産業課に手をつけかけているんですけど、次は都市政策をやります。都市政策は割と小額のものばかりで、大きな内容がないんで、割とまとめやすいと思っていますので、その2つを次は重点的に頑張ります。

そうすると、今日感じだと次回は来週前半で、ただ説明員も呼ばずに、上がってきた資料とか話合いになるみたいですから、その日を目標に最低どっちか1つは提出できるように頑張りますけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） よろしくお願ひします。それで、日にちを来週は皆さん御都合どんな感じでしょうか。はい、ありがとうございます。（「議会報告委員会もありましたよね」と呼ぶ者あり）

○事務局長（桑野 智君） はい、木曜日が議会報告特別委員会が9時半から12時まで。

○委員長（武道 修司君） で、局長が7、8おらんのよね。

○事務局長（桑野 智君） そうです。はい。

○委員長（武道 修司君） この状態でいくと、今、7、8は局長はいないけど進めていくかどうかというところ、11日の日は決算審査がありますんで、午前中ができない。それと、10日の日は議会報告委員会がありますんで、できればこの日は避けていただきたいということになると、来週するとすると7日か8日、どちらかになります。9日はハラスメントの研修が入っています。ちょっと私は9日は行けないんですけど。

来週するとすれば、もう7日か8日しかないんですけど。それか、もうその翌週。ただ、その7、8で日にちがあまりないんで宗さんができるかどうかという。それか、11日の午後からしますか。1週間後。

○副委員長（宗 裕君） 最初は週2日ぐらいのペースで頑張ろうという気になっていたんですけど、やりだしたら大変ですね。聞くにしても準備しなきゃいけないし、次はちょっと中を行って（ ）。

○委員長（武道 修司君） それなら、11日の午後からしましょうか。

それで、あと7、8のどちらかで、局長、現地調査に行けるかどうかちょっと一回聞いてください。7、8のどちらかで現地調査に行ければ、現地調査はそんなに時間のかかるあれじゃないんで。（「それはいいですね」と呼ぶ者あり）それで7、8のどちらかを現地調査に入れて、これはもう皆さん御都合が悪ければ、現地調査は代表だけでもいいかと思います。とにかく写真を撮って、後日皆さんにこんな状況でしたということが分かるようにしたいと。

○副委員長（宗 裕君） 今、上がっているのは具体的には場所はどこですか。現地調査。

○委員長（武道 修司君） 北部じゃなかったかな。

○副委員長（宗 裕君） 北部ってどこにあるんですか。（「発電機も」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 発電機は築城じゃったろう。（「浄水場のところ」と呼ぶ者あり）でも、それ機械の中やろう。開けんと分からないんじゃないのか。分かるのか、これ。フロートっていうのは。

○副委員長（宗 裕君） 分からんでも、見える範囲を見るのは無駄じゃないかもしれませんね。

○委員長（武道 修司君） ちょっと待って、Vベルトが。Vベルトはどこやったかな。北部やろう。で、オイル交換が築城じゃったろう。ポンプ交換が北部。違うね、これポンプ。ポンプは西高塚じゃなかったかな。ああ、北部かね。（「築城って10号線のすぐそばにある」と呼ぶ者あり）そうそう、公共下水。（発言する者あり）北部やね。なら、北部と築城と石松。（発言する者あり）放流ポンプはもう交換しとるんやろう。（発言する者あり）場所が多いけ、どうせいという話にならんというか。北部と築城とフロートまで行きますか。なら、その浄水場のフロート。それと西高塚の流出ポンプ。放流か。浄水場の放流ポンプ。放流か。（発言する者あり）放流ポンプね。

そしたら、行く箇所とすれば、北部と築城と石松と西高塚、4か所。北部がVベルトとポンプ、築城が自家発電機、石松浄水場がフロート、西高塚が放流ポンプ。交流ポンプ。放流やったかね。（発言する者あり）だから、今、あれから行けば5つあるんやけどね。場所は4か所やけど、5つあるんやけど、5つとも全部の資料。吉元委員、全部の資料でいいよね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） 5つの分の全部の資料は、資料請求で、局長、お願いします。

次회가、6日、7日だったかな。7日、8日のどちらかで、現地視察ができるかどうかを、ち

よっと調整してください。

11日の午後1時から、第5回。現地視察はどうなるんかね。もう特別委員会の開催には当たらんけ、費用弁償は発生せんということでもいいか。どうなるか。どうなるかね。（発言する者あり）そう当然そうやけど。会議の回数はないけどね。会議をせんで、現地視察だけで、費用弁償は発生するんかね。もし会議をとというんであれば、ここに一旦集まって、非公開というか、それもう現地視察という格好で、一応ホームページに載せんわけにはいかんやろうけ、第5回の委員会は、現地視察というふうになにして、ホームページ載せていいと思う。だから傍聴はありませんというか、傍聴できませんというふうな格好でいい。（「会議じゃないですか」と呼ぶ者あり）会議じゃない。

それと、第6回が11日の午後1時からという格好で、ということよろしいですかね。その他何かありますか。そのときに、11日は都市政策課の調査というか内容の調査と（「調査でも呼ぶわけじゃないですか」と呼ぶ者あり）呼びません。調査と、それと、今日午後5時までに出てくる資料の内容の確認です。まあ内容の議論。局長いいですか。次回会議は、呼ばんよ、担当者は。資料は宗委員のほうが。

よろしいですかね。ほか全体として何かありますか。工藤委員、いいですか。

○委員（5番 工藤 久司君） 行けば行くほど。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、会議を閉じて、ちょっと雑談します。

○委員長（武道 修司君） なら、以上で、第4回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時26分閉会

---